

地球温暖化対策条例改正骨子（案）に関する主な御意見及び本市の考え方

【目次】

1	総論	1
2	削減目標	4
3	各主体の責務	6
4	京都市の地球温暖化対策	7
5	市民の地球温暖化対策	12
6	事業者の地球温暖化対策	15
7	自動車利用における地球温暖化対策	22
8	建築物における地球温暖化対策	25
9	市街地の緑化	26
10	京都市の率先実行	26
11	その他	27

1 総論

No.	意見内容	本市の考え方
1	先進的で高い目標を掲げており、良い条例である。	条例改正を踏まえて、温室効果ガスを大幅に削減した低炭素社会の実現を目指します。
2	国の地球温暖化対策基本法の先行きが見えない中で、京都市が具体的な削減目標を掲げて取組を進めることは極めて重要な意義がある。先進的かつ積極的な条例改正につながることを期待する。	条例改正を踏まえて、京都議定書誕生の地として、また、環境モデル都市として、先駆的かつ積極的に、温室効果ガスの大幅削減を目指します。
3	これだけ規制をかけると、景気への影響が心配である。市内の経済成長についての展望を示してほしい。	規制措置にとどまらず、温暖化防止のための研究開発の促進や環境産業の振興に取り組んでいきます。これらの取組を通じて経済の活性化が図られるものと考えております。
4	市地球温暖化対策条例については、必ずしも一般市民に広く深く読まれているように思えない。今回の改正を機に、これの活用策を再検討すべきである。	これまでから市民意見募集や、個別の市民団体への説明、公開意見交換会を行い、御意見を求めてきたところです。今後も、様々な機会を捉えて市民の皆様への周知を行っていきます。
5	京都府と京都市が同じ目標を掲げて取組を進めていこうとしているのはとても良いことである。	今回の条例改正において、府市共通で高い削減目標を掲げています。義務化事項についても、条例に基づく新地球温暖化対策計画を策定する中で、具体的な制度、事業の内容の共同化に向けて取り組んでいきます。
6	家庭、業務部門における対策が重要。各部門が担うべき目標と役割の分担を、明確にすべきではないか。具体策を「市民」「事業者」「地域社会」の主体別に列挙したほうが理解できると思う。	条例に掲げる総排出量の削減目標の達成に向けて、行動計画となる地球温暖化対策計画を新たに策定します。 同計画では、温室効果ガスが大幅に削減した社会像を描いたうえ、家庭や事業者など排出主体別の削減目標を定めるとともに、その実現に向けた対策を明らかに
7	条例改正の内容は総合的で、なおかつハードルの高い取組が	

	列挙されており評価できると思う。今後は新計画策定の中で具体的な対策を明らかにする必要がある。それぞれについてどのような具体的な、実効性ある施策を積み上げていくのかということである。これから検討がはじめられる「温暖化対策計画」での突っ込んだ検討に期待したい。	します。 また、個別事業による進ちょく指標やその削減効果ができるだけ多く設定し、対策の効果が見通せるよう努めます。
8	施策に具体性がない、わかりにくい。非常に大きな削減目標数値を掲げているわりには、実行施策が漠然とし過ぎている。施策項目毎の削減目標も無い状態で、本当に目標数値の削減が見込まれる施策になっているのか疑問。	
9	目的・効果・見通しが不明瞭、実効性に疑問。この「中間とりまとめ」では、具体的に京都が今後どうなるのか、さっぱりわからない。具体的な施策がどのようなもので、どのようなもので、どのような効果があるのかということについて、京都市の見通しを明確にした上で、そこに至る方策やモデルについて、しっかりと検討すべきだと思う。	
10	産業政策、雇用政策、社会政策も含めた総合政策の中での「地球温暖化対策条例」と言う視点が薄く、環境対策だけが突出して、派手に打ち出されている。産業・雇用・税制・技術開発・ライフスタイルなど含めた総合的な政策実施が必要	改正条例案において、持続的な発展が可能となる低炭素社会を目指すことを前文に掲げ、本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、新たに、地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発の促進並びに当該環境産業の育成及び振興を掲げるほか、事業者、市民等による地球温暖化防止のための活動を促進するための情報の提供、人材の育成、助成その他の必要な施策についても掲げています。
11	施策評価がされていない。それぞれの施策がどの程度 CO2 を減らす効果があるのかを評価し、効果の大きいものを中心施策とすべき。	削減効果の大きな施策に重点化を図ることは有効であり、削減量のシミュレーションを行ったところ、高効率機器の導入やエコカーへの転換などに削減効果が大きいとの結果が得られています。こうした結果を踏まえ、今後の計画策定の中で個別事業の削減効果を明らかにしながら、施策の重点化を図ります。
12	義務化は慎重かつ公平であって欲しい。本気でやるなら、市民に公平に義務を課すべき。特定部門だけに負荷がかかる事は避けて、あらゆる排出部門が、納得し、協力して目標達成に努める気持ちがある施策であって欲しい。	義務化の検討に当たっては、環境審議会の審議と並行して、関係団体等との意見交換を行いました。今後の制度設計の具体化に当たっても、関係団体等に説明を行い、理解と協力を求めています。
13	地球温暖化について、まずは、その問題と原因について、しっかり説明すべき。人為的なものだということは「常識」だ、と思っているのはまだまだ一部の人だろう。情報発信は、国より国民に身近な地方公共団体の仕事である。	御指摘の点については、普及啓発のためのリーフレットなどを通じて、情報発信していきます。
14	京都市が先進的にCO2削減の目標を設定し、「低炭素のまち・京都」をめざして歩みはじめることはよいことだが、やはり国レベルの施策との関係が決定的に重要である。国の施策の方向がはっきりするように、京都市としても、市民の声をふまえ国に働きかけを強めてもらいたい。	温室効果ガスの大幅な削減は、国の政策との連携が不可欠であり、本市の削減目標の実現に向けて国として取り組んでいただきたい必要な事項については、積極的に国へ要望していきます。
15	様々な具体的な対策が示されているが、「義務化」や「義務化検討」が多く見受けられる。仮に義務化した場合、一時的には効果があがると思うが、持続的な効果をあげるには、各主体の自主的な取組を尊重し、支援するような制度設計のほうが適しているのでは。	中間取りまとめにお示しした「義務化」及び「義務化検討」事項については、関係団体との意見交換等を踏まえ、条例改正案として修正しました。施策を進めるうえの推進力として必要な規制の対策を、経済的対策及び支援的対策と的確に組み合わせることにより、排出削減の実効性を確保していきます。
16	今の時期に地球温暖化対策条例について改正作業をすすめることはきわめて重要なことであり、市民の意見をふまえながらよりよい条例改正が行われることを期待する。この間の	地球温暖化対策条例の改正に当たっては、環境審議会における審議のほか、その審議状況を適宜公表し、市民意見を求めるとともに、市民、事業者との意見交換

	議論の仕方については審議会も公開で行われており、また、「中間取りまとめ」についての説明会等も開催し、広く市民の意見を集めようとしていることについても評価できる。今後条例改正案の策定に向けて議論が煮詰まっていく段階になるが、市民の参加を大事にして、さらに討議の輪が広がるようにしていただきたい。	会を開催し、改正案を取りまとめました。
17	国が大きな削減目標を掲げ、これを実現する政策を実施しようとしている。この政策の実施には、国民負担も伴うとされていることから、自治体が上乗せして実施するのであれば、京都の市民、事業者特別な負担の上乗せが発生しかねない。費用対効果を十分に検証した政策を実施することが必要である。また、行政コストも市税を使う以上、市民負担であることを十分に意識する必要がある。	条例に掲げる削減目標の達成に向けた具体的な政策については、行動計画となる「地球温暖化対策計画」の中で明らかにしていきます。 政策の検討に当たっては、削減効果や事業規模等を考慮するとともに、対策の実施主体となる市民、事業者との意見交換を行っていきます。
18	政策検討に当たっては、各主体が今まで取り組んできた内容を評価した上で、今後の在り方を検討していくことが重要と考えており、仮に削減目標を設定する場合には、科学的・客観的な観点からの設定が必要であるとともに目標達成に向けた具体的な道筋を示し、削減効果、費用対効果、実現性、住民・企業等への負担等も検討した上で、住民、企業等の理解を得た政策の実施が必要と考えている。また、仮に強制的な規制手法を導入した場合には、事業の縮小、市外への生産移転などを招き、ひいては地域経済が成り立たなくなってしまう可能性もあり得るので、慎重な検討をお願いしたい。	
19	市民に理解と努力を求めて実現する社会がどのような社会かを提示した上で、市民、事業者に取り組を求めるべき。「今より悪くならないための対策」だけでなく、「より良い社会をつくるための創造」という面も説明して取り組を求める必要があるのではないかな。	条例改正案は、温室効果ガスの大幅な削減が実現した2030年の社会像を展望したうえ、今後取り組んでいくべき対策等を取りまとめました。また、後段の御指摘につきまして、温室効果ガスの大幅な削減は「持続的な発展が可能となる低炭素社会」を目指すために必要である旨を改正条例案の前文に掲げました。
19	政策検討に当たっては、各主体が今まで取り組んできた内容を評価した上で、今後の在り方を検討していくことが重要と考えており、仮に削減目標を設定する場合には、科学的・客観的な観点からの設定が必要であるとともに目標達成に向けた具体的な道筋を示し、削減効果、費用対効果、実現性、住民・企業等への負担等も検討した上で、住民、企業等の理解を得た政策の実施が必要と考えている。また、仮に強制的な規制手法を導入した場合には、事業の縮小、市外への生産移転などを招き、ひいては地域経済が成り立たなくなってしまう可能性もあり得るので、慎重な検討をお願いしたい。	条例に掲げる削減目標の達成に向けた具体的な政策については、行動計画となる「地球温暖化対策計画」の中で明らかにして参ります。 政策の検討に当たっては、削減効果や事業規模等を考慮するとともに、対策の実施主体となる市民、事業者との意見交換を行って参ります。
20	鳩山総理が25%削減すると言っている中で、それ以上のことをすれば、家庭の負担はどうなるのか。将来のために今を犠牲にしようということでは、誰も取り組まないのではないかな。	対策の効果は、エネルギー使用量の削減となって現れることから、中長期的に見た場合には、市民生活への影響は大きなものではないと考えていますが、太陽光発電設備の導入など対策により多くの経費支出が伴うものについては、初期投資額が負担とならないような支援策を講じていきます。

2 削減目標

No.	意見内容	本市の考え方
1	議定書誕生の地として、高い目標を掲げたことは評価できる。	削減目標の実現に向け、事業者、市民、環境保全活動団体の参加協力の下、地球温暖化対策を推進していきます。
2	数値目標の設定は、削減量の年度比のみに着目するのではなく、一人当たりや GDP 比といった面からも検討をしていただきたい。	条例に基づき市全体の削減目標を定めることに加えて、今後策定する新計画においては、世帯当たりの排出量などの進ちょく指標も設けることにより、対策の推進状況が分かりやすいものとなるようにしていきます。
3	地球温暖化対策は本来、国を挙げて取り組むべき施策であり、市の取組だけで 25%削減することは困難であろう。削減目標の裏付けとなる、対策による削減効果は、国の取組を十分に踏まえて推計すべきである。	大幅な排出削減は本市の対策のみで実現できるものではないため、市の取組の推進に加えて、国における地球温暖化対策の更なる推進について、引き続き要望していきます。
4	2020 年度 25%削減、2030 年度 40%削減といった根拠を明確に示せないのであれば、条例ではなく、実行計画に記載すべきである。	温室効果ガスの大幅削減に向けては、本市、事業者、市民等の各主体がそれぞれの責務に応じて行動することが重要であり、各主体が削減目標を共有できるよう条例において規定していきます。また、新計画においては、削減目標の達成に向けた具体的対策とその削減効果を示していきます。
5	非常に厳しい目標を設定し、企業や市民などに行動を求めるとしたら、実現の可能性を客観的に示すことが必要でしょう。中間とりまとめにおいては、具体的対策のためのコスト、削減効果が示されておらず、対策の効果が、どのように 40%削減に積み上がってゆくのか見えません。実現の可能性を、定量的にお示しいただけるようお願いいたします。	環境審議会の中間とりまとめにおいては、2030 年において大幅な温室効果ガスの削減が実現した社会像を展望し、必要な対策案を掲げました。その後の審議において、シミュレーションによる削減量の見込みを検討し、削減対策が進展することにより、目標の達成が可能であることを確認しました。
6	削減目標の設定根拠がよくわからない。数学的なシミュレーションはないのでしょうか。40%削減しますというときに、どの分を効率向上、どの分を利用抑制で実現しようとしているのか、科学的、数学的な考察をしておくべきだ。	
7	削減目標数値を示すだけでは実現性を欠くのではないかな。どの分野で、どの様な技術によりどれだけ削減するのか、また市民が負担するコストや生活・雇用に及ぼす影響を明らかにすべきであり、これらの説明が無い状況下では、条例に削減目標の数値を規定すべきではない。	
8	国際的にも、国内的にも「2020 年目標」と「2050 年目標」が議論の焦点になっている。したがって、2030 年目標を示すのと同時に、2020 年目標、2050 年目標を明示すべきである。そして、その目標達成のために何が必要なのかという視点で重点施策の設定、実行計画を具体化していくような手順で議論がすすめられるべきだと思う。その場合、京都市には 2020 年は「25%以上」、2050 年は「80%以上」というレベルの目標設定をすることが求められていると思う。	改正条例案においては、2020 年度における削減目標を設定するとともに、長期的には、温室効果ガスの排出量が 1990 年比で 80%以上削減することにより、低炭素社会の実現を目指す旨を、前文及び目的規定に掲げました。
9	バックキャスティング方式は、将来の不安や危機に関する意識共有が前提。京都市が日本政府以上の目標を設定し、それに見合った負担を課すことについて、市民の大部分に対して説明ができていないとは思えないので、政府以上の目	温室効果ガスの大幅な削減は、国の政策との連携が不可欠であり、本市の削減目標の実現に向けて国として取り組んでいただきたい必要な事項については、積極的に国へ要望していきます。

	標を設定する理由付けができていないと感じる。日本政府の削減ルートを逸れて取組むためには、意識形成や政策的な優位性が必要。	
10	4月の審議会で「なぜ削減目標が達成できない現状となっているのか。その総括・反省をしないと前に進めない」との声があった。この点で、京都市が行っている温暖化防止施策の現状分析には大きな欠陥がある。	現行条例及び計画に基づく目標の達成状況については、新たに策定する計画の中で総括します。 なお、現行条例では、2010年を目標年次に1990年比10%という排出量の削減目標を掲げており、最新の2008年の排出量はこの目標を上回る11.6%を削減しています。
11	国の施策と整合性を図り、京都府をはじめとするほかの自治体と協調することは、対策の効果を挙げるうえで重要ではある。しかし、「京都市が施策を先行させ、先行させた対策を前提として国の施策や府との調整を図る」程度の心構えがなければ目標値は画餅にすぎない。	温室効果ガスの大幅な削減は、国の政策との連携が不可欠であり、本市の削減目標の実現に向けて国として取り組んでいただきたい必要な事項については、積極的に国へ要望して参ります。
12	もともとの基準年の値が低いので「%」で目標をもっても評価されない。そのため2050年の目標は、「1人あたりの年間排出量」で表現すべき。2t-CO ₂ /年・人とか、1.5t-CO ₂ /年・人とか	改正条例案においては、総排出量の削減目標を掲げましたが、その実現に向けて、世帯当たりの排出量又はエネルギー消費量などこれを補完する目標を新計画の中で定めていきます。
13	2010年度において1990年度比で排出量何%なのかも記載してほしい。	2010年の排出量については、現行条例において、1990年比10%の削減目標を掲げています。データについては、確定次第、速やかに公表します。なお、最新の2008年の排出量は、1990年比11.6%の削減となっています。
14	COP15後、日本は1月末に前提条件付きで、温室効果ガス削減の目標を提出した。本条例では、前提条件がありません。前提条件をつけるべきではないでしょうか。達成できない場合は、排出権を海外から税金で購入するのでしょうか。	削減目標の達成を埋め合わせするため、海外から排出権を購入することは想定しておりません。
15	国に炭素税を提起するという民主党の打ち出した2020年に25%削減の目標に対する意見は悪い発想ではない。しかし、京都市は2030年に40%削減をかかげており、2020年に向けた京都市の計画を立ててから発言すべきではないか。市長にこの程度の発言をさせるから、市職員には頑張してほしい。	改正条例案において、2020年度における排出量の削減目標を掲げました。
16	将来の大幅なCO ₂ 削減を行う場合、それを実現した時の社会（生活、まち）の姿を描くこと、それを共有することが必要である。一部報道では、CO ₂ 半減は70年代の排出量と一緒にあり、その時の暮らしに逆戻りする必要があるかのようにミスリードしているが、目指す社会はそんなものではないことを知恵を終結して考え、共有していくことが必要である。「私たちのライフスタイルは?」、「私たちの京都のまちは、産業は?」。具体的に考えていくことが実現に向けた第一歩だと思う。	改正条例案のとりまとめに当たっては、2030年において大幅な温室効果ガスの削減が実現した社会像を展望のうえ、必要な対策等を検討しました。こうした社会像については、新たに策定する地球温暖化対策計画に反映していきます。
17	京都市は「まち」をどうしていくのかを反映させた温暖化対策を決めるべき。既に始まっている景観条例は、日本全国でも素晴らしいものになっている。「さすが京都」と評されている。温暖化対策条例も、京都の「まち」をどうするのかというビジョンに立った「京都らしい」「さすが」というものにしてください。	
18	地球温暖化問題の最終目標は、温室効果ガスを2050年に世界で半減することであることからすれば、京都市の方針を次のように評価している。1. 条例の目標を最終目標と	改正条例案においては2030年度に加えて、2020年度についても、排出量の削減目標を定めました。その実現に向けて、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を進

	の中間点で設定し、2020 年を計画ベースでの目標に設定しているので、目前の減少に左右されにくい。2. 2030 年時点での社会像を提示するとなっているので、国が示した 2050 年の社会像に比べて実感しやすく自分自身のこととして捉えやすい。数値目標の設定はいいことだが、近年の傾向を見ると、達成することが自己目的化しがちであるため、数値に固執し、振り回されないように注意することが、今後はますます重要になってくると思う。	めていきます。
--	--	----------------

3 各主体の責務

No.	意見内容	本市の考え方
1	電気会社とガス会社は、エネルギー発生時の CO2 削減に全力を挙げてほしい。	電気及び都市ガスの使用に伴い排出される二酸化炭素は、最新の 2008 年では総排出量の約 6 割を占めています。さらに、ガソリンや軽油など他のエネルギーからの排出量はすべて基準年である 1990 年から減少していますが、この 2 種類のエネルギーのみ増加傾向となっています。 このように、電気及び都市ガスは、本市の地球温暖化対策を進めるうえで、着目しなければならないエネルギー種です。 このような背景から、改正条例案においては、電気や都市ガスを供給する事業者に対し、事業者全般の責務規定に加えて、新たな責務を規定し、本市への情報提供、市民や事業者等の地球温暖化防止活動に協力することを求め、温室効果ガスの削減に向けて積極的な役割を果たしていただくこととしました。
2	日本の発電効率は世界トップクラスであり、省エネ法等により使用エネルギーの低減が図られている。CO2 排出量は家庭、業務部門の伸びが大きく、これらの部門の責務を明確にすべきであって、エネルギー供給事業者のみ特別に責務を有する旨を規定する必要はない。	
3	公益事業に対しての条例での規定は極めて慎重に検討されるべき。エネルギー供給事業者の負担が最終的にエネルギー費に転嫁される可能性を考慮すべき	
4	関西電力に対し、中小企業の削減クレジットの購入を求めるべき。	
5	エネルギー供給事業者の責務についてはさまざまな角度から検討し、条例で明確にすることが必要だと思う。	
6	「エネルギー供給事業者に対して、市民・事業者への省エネ活動を支援することを求める」について、改正条例における協力規定をエネルギー供給事業者と十分に協議して、支援する側への過大な負担増加とならない制度設計をお願いする。	
7	エネルギー事業者の市民や中小事業者への省エネ活動支援について、その責務を義務として、条例の条文に明記すべきである。	
8	エネルギー供給事業者のみではなく、二酸化炭素を排出する機器を製造しているメーカーや建築メーカーにも、家庭の省エネ活動を支援することを求めるべき	
9	エネルギー供給事業者への責務は義務化せず、自主的取組を支援する制度が適している。 たとえば家庭（事業所）での省エネ・省二酸化炭素活動を支援する提案をすれば、その削減効果を自らの排出量からオフセット可能、あるいは省エネ・省二酸化炭素提案活動支援補助金が支給される等。省エネのコンサルティングができる会社も多々あるので、市、エネルギー事業者、省エネコンサルがコンソーシアムを組んで、省エネを推進する、ということが必要なのではないか。	
10	エネルギー供給事業者が家庭の省エネ活動を支援するこ	

	とは重要。その具体的な内容として、消費量をわかりやすく表示することを含めてほしい。	
11	京都市の立場をはっきりさせ、京都府とともに関西電力に対して「温室効果ガスの計画的削減協定」を結ぶ方向で府条例も改正してもらい、臨めるようにすることが重要。	

4 京都市の地球温暖化対策

No.	意見内容	本市の考え方
1	気候変動を含めた、自然生態系の変化を極力抑えていくことにある。自然生態系を形成する重要な要素は生物であり、地球温暖化対策は、生物多様性対策との車の両輪で取り組んでいかなければ意味がないと思われる。	改正条例案においては、地域産木材の利用や市街地の緑化、農地の適切な保全を新たに推進することとしています。このような取組は動物の生息基盤となる森林の保全、緑化の推進につながることから、生態系や生物多様性の保全にも寄与するものと考えています。
2	生態系の保全(特に生物多様性)にも配慮して進めるべき。森林の保全やまちなかの緑化には、地域内に産する在来種の苗を使うなどを施策として進める必要がある。	
3	温暖化対策は自治体の一部局で達成できる課題ではない。国と同様に部局ごとに数値化した計画を立案することが重要である。	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を本部長とする全庁横断的な組織体制として、地球温暖化対策推進本部を設置し、全庁を挙げて取り組んでいます。具体的な削減については、新地球温暖化対策計画（仮称）で検討していきます。
4	有識者会議・審議会・諮問委員会などの存在意義に疑問	地球温暖化対策は、本市、事業者、市民の三者が積極的に取り組むとともに、パートナーシップに基づく取組を進めることが効果的であることから、取組実績、行動目標や削減目標の達成状況等について、各主体の参加の下、点検評価を行い、各主体による取組の進捗よく状況等に係る情報を共有し、更なる推進を図っていく必要があると考えています。 そうした点検評価の第三者機関として、現在、京都市環境審議会の常設部会として、地球温暖化対策推進委員会を設置し、取組の点検評価のほか、中長期的な目標や課題解決に向けて取組の提案等を行っていただいております。 今後とも、庁内体制のみならず、こうした第三者機関による点検評価を受けるとともに、その審議状況を公表することによって、オール京都で地球温暖化対策に取り組んでいく必要があると考えています。
5	低炭素社会への取組は評価するが、再生可能エネルギーや省エネ機器の導入は経済的負担が大きいため、普及させるには市の補助金や助成金の制度が必要	改正条例案においては、本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、バイオマスを含む再生可能エネルギーの優先的な利用を促進するための施策、エネルギーの使用の合理化を促進するための施策を掲げています。 施策の具体化に当たっては、御意見を踏まえ、今後策定を予定しているバイオマス資源の総合的な利用計画との連携を図りつつ、温室効果ガス排出量の削減の観点から、新たに策定する地球温暖化対策計画の中で検討していきます。
6	何か一つインパクトのある施策、例えば、太陽光発電の普及などの重点的な取組を願う	
7	太陽光発電の普及のためには、景観規制を柔軟に運用することが不可欠。景観条例の簡易申請化など。	
8	エネルギー問題は地域にとっても重要。特に力を入れて取り組む必要がある。逆進性への配慮は十分に留意して欲しい。	

9	木質ペレット等の利活用, ペレットストーブ, ペレットボイラー, 木質ペレット焚吸収冷温水機等の消費につながる政策（新設のみならず, 既存施設への義務付け等）	
10	バイオマス活用として下水汚泥の炭化による有効利用を推進すべき	
11	太陽光発電, 太陽光エネルギーを利用した取組をもっと広げたほうがよい。助成金を厚くし, 利用者を増やすことが有効では。	
12	一般家庭や中小企業における太陽光発電普及のために, 設備資金の援助, 手続きの簡素化, パネル価格の値下げをメーカーに要望するよう願う	
13	条例を実践に結びつける事が大事。省エネナビを发展させて, 使用量とともにコストも表示するようなもの, または, そういう機能が初めから備わっている商品（テレビ, エアコン等）が広く普及することを期待する	
14	昨今話題となっているスマートグリッド等のもとで, 小規模エリアでの自然エネルギーを活用した地産地消型のネットワークづくりの研究を京都市内の大学や企業と一緒にを行うことを条例に明記すればよい	
15	既存の家屋屋根を京都市, 関西電力, 大阪ガスが借用して太陽光発電を行う。	
16	再生可能エネルギーの拡大と普及の導入コスト等については, 市民のみが負担するのではなく, 例えば市民共同発電の太陽光パネルの設置場所を事業者が提供し, 提供等した事業者には何らかの報償を行政として付与する等といった仕組みが必要	
17	家庭における再生可能エネルギー導入のシミュレーション（具体的数値）や市の補助制度についてもっと具体的に説明してほしい	
18	疎水の発電で市電を走らせるという, 商業水力発電の発祥の地として, 小規模水力がつくりやすいよう制度を整備していく必要があります。	
19	省エネが得をするような社会制度を作してほしい	
20	政府は初めて法令によって太陽光, 風力, 大気中の熱その他の自然界に存する熱などを再生可能エネルギー源として定義した。この中で, 大気熱は比較的安定的に得られるため, 気象条件に左右されがちな他の再生可能エネルギー源に比べ効率が良いと言われている。政策の策定にあたっては, 大気熱を含めた再生可能エネルギー源について, それぞれの具体的普及支援策も盛り込んでもらいたい。	
21	再生可能エネルギーについて, 都市部では生ごみ, 山間部では間伐材といったように, それぞれの地域の特性に応じたバイオマス資源の活用方法を検討すべきである。	
22	バイオマス資源の総合的な利用計画とは, 京都市バイオマス利活用基本構想懇話会で検討されている基本構想をもとに策定するのか, もしくはまったく別に策定するのか。	
23	環境物品等及び環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し, これを事業者, 市民等に迅速かつ効果的に提供す	改正条例案においては, 本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として, 御指摘の施策を掲

	るとともに、事業者、市民等が環境物品等を優先的に購入することを促進するための施策の充実を図られたい。	げています。 御意見を踏まえ、関係部局との連携の下、新たに策定する地球温暖化対策計画の中で施策の充実を図っていきます。
24	公共交通網の整備，歩行者・自転車優先の道路整備，EVの普及を望む	改正条例案においては、本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関の利用への転換の促進その他の交通需要管理施策や、電気自動車等の導入を促進するための施策を掲げています。 御意見を踏まえ、関係部局との連携の下、新たに策定する地球温暖化対策計画の中で施策の具体化を検討していきます。
25	車を減らすことについて、環境政策局だけでなく、交通局や他の部局とも連携した取組が行われればと思う。	
26	木材の利用促進については需要側にとって有利な条件を整える事によって結果的に供給が増えると考え。「地域産材の利用促進」といっても、その仕組みと財源が必要。	
27	府内産木材の使用については、府内林業が抱えている問題（山の所有の細分化など構造的な問題）が原因で良質の木材の供給が出来ないのが現状。府内産に限定せず広域な視点にすべき	
28	森の再生によって左京区の魅力を高める町づくりに取り組みたい	
29	森林を保全するため、担い手と予算の確保、森林の適切な保全及び整備に加え、地域産その他の森林資源の活用を促進すること。放棄された森林、竹林に対して具体的な策をとることが望ましい	
30	身近にある山林を利用するため、道路を整備して、木材の需要拡大につなげてほしい。散策ルートの整備や森林再生ボランティア制度などによって森林や木に親しむことを通じて、鉄・コンクリートの文化から脱却することが重要	
31	森を再生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを実行し、昔の京都の面影がいつまでも多く残される事を希望する	
32	石油製品であることが多いマイバックより、さらに進んで循環可能な資源であるツルで編んだ籠や竹製品等の活用も考えて欲しい。	
33	河川・水路等において、市域産木材を使用した整備を進め、森林を含む流域単位で資源の循環システムを確立していく。	
34	市内産材については、範囲を広く「地場産」とするのが望ましい	改正条例案においては、本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、本市の区域内で生産された農林水産物の積極的な消費その他の環境の調和のとれた食生活に関する啓発その他の施策を掲げて
35	京都市内産木材の使用を推奨するならば、良質な木材の使用に伴い、固定資産の評価が連動して上がらない仕組みも、併せて提案する必要があると	
36	地域で生産された旬の食料の購入とあるが、生産されなければ購入もできないのだから、農地での生産振興（農地保全）と、それら旬の農産物の購入という記載にすべきである。	

37	森林や農地が開発され、住宅等の建設が進んでいるので、それを規制する取組が必要	います。 御意見を踏まえ、関係部局との連携の下、新たに策定する地球温暖化対策計画の中で施策の具体化を検討していきます。
38	「環境にやさしい経済活動」についての取り組みをより強力に進めるべき。地域内での経済や省エネなどの言及が中心になっているが、域外への貢献も何らかの形で評価し、産業振興に結びつけてゆく姿勢も重要。	改正条例案においては、本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発の促進並びに当該技術を有する産業（環境産業）の育成及び進行を図るための施策を掲げています。 御意見を踏まえ、関係部局との連携の下、新たに策定する地球温暖化対策計画の中で施策の具体化を検討していきます。
39	ごみが出ない商品を開発するようにメーカーに義務付けて欲しい。ごみを出さないためにはスーパーなど販売側の協力が絶対不可欠で、企業の努力や消費者側の意識改革が大切。	改正条例案においては、本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、廃棄物の発生の抑制及び再使用その他廃棄物の徹底した減量化を図るための施策を掲げています。 御意見を踏まえ、関係部局との連携の下、新たに策定する地球温暖化対策計画の中で施策の具体化を検討していきます。
40	生ごみ、剪定板の回収を行う。	
41	リターナブルびんを改良し、もっと軽くて丈夫なびんを開発して、将来的にアルミやプラスチックびんを失くす方向にして欲しい。	
42	行政で包装材の素材の基準を作成するなど、リサイクル量の大幅削減に力を入れ、アピールすることが大切である。	
43	リサイクルは、エネルギー面及び二酸化炭素排出削減の面から効率的なもののみ推進されるべき。	
44	ごみ処理に関しては、収集・運搬、処理、処理後の二次廃棄物処理までトータルに含めた減量作戦を立案すべき	
45	具体的に「ごみの減量」の及ぼす「CO ₂ 削減効果」の根拠を示すことが必要	
46	2Rについて盛り込まれていない。	
47	リユース食器・リユース瓶・リユース箸などを義務化。	
48	事業系一般廃棄物について、有料化する。また、プラスチックを産業廃棄物に明確に規制する。	
49	環境教育について条例に盛り込んでほしい。教育現場での取組（環境教育、校舎の木造化、エコライフチャレンジの実施対象学年と規模の拡大など）を推進すべき	改正条例案においては、本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、事業者、市民及び環境保全活動団体が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための環境教育、啓発その他の必要な施策を掲げています。 御意見を踏まえ、関係部局との連携の下、新たに策定する地球温暖化対策計画の中で施策の具体化を検討していきます。
50	産業部門に比べ、家庭・中小事業部門でのCO ₂ 削減が遅れていることから、市民の意識向上や、屋上緑化など継続が必要なものを持続させる取り組みが必要	
51	小学校の環境教育で、森林の間伐等の体験を行ってはどうか。	
52	重要なのは、環境教育。我々は、「ゴミはゴミ箱に捨てる」というようなことは当たり前に行っている。これは、小さい頃からそういうものだという風に教えられてきたからであって、環境に関しても、幼稚園児や小学生の頃から教え込んでいけば、それが当たり前のことになるのではないか。	

53	環境にいいことをしたいとは思いますが、何をしたらよいのか、何が本当に効果があるのかよく分からない。	改正条例案においては、本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するための情報の提供、人材の育成、助成その他必要な施策を掲げています。 御意見を踏まえ、関係部局との連携の下、新たに策定する地球温暖化対策計画の中で施策の具体化を検討していきます。
54	暑さを和らげる方策として、打ち水、ドライミストの推進が必要。	
55	環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた市民や企業などの自主的な活動を、京都市が支援することを条例に書いてはどうか。	
56	3ヶ月連続で地域での古紙回収量やカーシェアリング利用率が増えた自治体などを表彰するというのはどうか。	
57	ごみ袋の有料化財源を、中小企業や家庭の省エネを促進させる助成制度を設けるなど、思い切った温暖化対策の推進に利用してほしい。	
58	炭素税の創設。	
59	炭素の価格（価値）づけをもう少し前面に出すべきではないか。	
60	活動助成金の導入をお願いしたい。防災は5万円、老人会は5万円、同程度でよいと思う。	
61	罰則や義務化や対価ではなく、市民が積極的に取り組むことにより、表彰される制度や、アピールできる仕組みをつくる。	改正条例案においては、本市が率先して講じなければならない施策として、新たに、本市の公共施設において、再生可能エネルギーを利用するための設備の設置、地域産木材その他の森林資源の利用及び緑化の実施を掲げています。 御意見を踏まえ、関係部局との連携の下、新たに策定する地球温暖化対策計画の中で施策の具体化を検討していきます。
62	環境対策に関する努力が目に見えるものでなければ取組は広がらないのではないかと。努力や成果が見える様な工夫については、どの様なアイデアがあるのか。	
63	京都市は、グリーン調達や公共施設等における再生可能エネルギーの利用、地域産の木材その他の森林資源の利用及び緑化の推進を、義務化して取り組むべき	
64	行政が率先して木を使うことを評価する。市内産材を使っていることを明らかにする銘板や、木を使うことの意義を分かりやすく書いた木製看板を立てるなど、PRしてはどうか。	
65	市内の全小学校、中学校、幼稚園などに太陽光発電を設置してはどうか。環境教育にもつながると思う。	
66	京都市の公用車全廃を打ち出してはどうか	
67	廃食用油（BDF）の今後の活用拡大への対策が示されていない	
68	京都市は率先して、省エネや再生可能エネルギーを導入し、市民や事業者の取組を促すようPRしてほしい。市役所が率先して職員のエコ通勤を推進すべき	
69	市役所職員が職場でのCO2削減（歩いて通勤、エコオフィスの話など）の様子を日々ブログで報告する。市民からのコメントも受け付ける。	
70	市役所の率先実行施策がやや弱い気がする。何か思い切った施策ができないものか。	
71	私たちでできることには限界があるように思うので、市役所でしかできないことについては、しっかりとやってほしいと思う。	

72	国及び府との連携については示されているが、京都市周辺の市町村との連携も大切ではないだろうか。	改正条例案においては、本市が重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、国及び他の地方公共団体、環境保全活動団体等との連携による地球温暖化対策及び地球温暖化の防止に関する国際協力を掲げています。 御意見を踏まえ、関係部局との連携の下、新たに策定する地球温暖化対策計画の中で施策の具体化を検討していきます。
73	国の地球温暖化対策基本法で規定している排出量取引や環境税が早く実現するよう自治体から国へ働きかけを行うべき。	
74	私たちは納税者として国税、地方税を負担しているのだから、国の排出量取引分は京都市も同じ率で算入すべきと考える。	
75	国民のライフスタイルが極めて多様化している事実を受け止め、国、地方ともに、消費者が多種多様な「環境にやさしいライフスタイル」を目指す選択ができるようにする対策が必要。	
76	理念として、温暖化対策について京都市が影響力(特に物品・役務の調達に伴うもの。また、支援も含む)を持つ市内外全ての関係者に働きかけることを宣言すべきである。自治体同士が相互に影響力を行使することによって、京都市の温室効果ガスを削減することも実施すべき。	
77	エコが得をする、ということを見えるものにしていくような仕組み（府のエコポイントのようなもの）が効く世代があると思うので、そのような手段についても条例に規定した方がよい。（国や府の制度と競合するのはよくないが）。	改正条例案において、本市は、事業者、市民及び環境保全活動団体が自主的に行う地球温暖化対策により、削減又は吸収された温室効果ガス量を、他者が自らの温室効果ガスの削減量とみなすことができるようにする取引の促進に努めることとしています。
78	エコポイントの様に何かポイントを作って CO2 減に生かす。税金を CO2 減のためにつくる。	

5 市民の地球温暖化対策

No.	意見内容	本市の考え方
1	日々の生活の中でできることとして、ごみを減らす、リサイクルを徹底するなど今以上に努力したい。	ごみの減量は、あらゆる部門のエネルギー使用量の低減に資するものであり、事業者や市民の皆様の参加協力の下、本年3月に策定した「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」に掲げる施策を推進し、徹底したごみの減量を進めていきます。
2	ごみ減量は市民にとって分かりやすい活動テーマであり、努力した結果も見えやすいので、温暖化対策において積極的な位置付けをしていただきたい。	
3	家庭で CO2 削減に取り組むに当たり、どんなことをすればどの程度削減できるか、削減効果が高い機器はどれかなど、普段の生活のチェックや機器の買替えを検討するときの参考にできる情報を市からも提供してほしい。	これまでくらしの匠と進めるエコライフコミュニティづくりや、家電製品の省エネ性能のラベル表示などの取組を行ってきたところです。今後も、これらの取組の充実をはじめ、市民の皆様にとって分かりやすく、温暖化対策に取り組んでいただきやすいよう、情報の提供に努めていきます。
4	交通、住宅、家電製品など各分野で具体的に効果が上がる施策を展開できるように、市民参加型で計画づくりが進められることを期待したい。	新計画の策定に当たっては、引き続き、京都市環境審議会及びその部会である地球温暖化対策推進委員会でご審議いただき、節目で意見募集等を行うなど市民の皆様のお意見を反映できるよう進めていきます。
5	何をするにも一人一人の意識が大切だと思う。私達は、ゴミの減量や、省エネ生活など自分ができることは進んで実践していかなければならない。市民ひとりひとりが現状の生活	本市では、毎月16日の「DO YOU KYOTO?デー」を中心としてより環境に配慮した生活を実践いただけるよう、市民の皆様と取り組む事業を一層推進していきます。

	様式を見つめなおし、より環境に配慮した生活を送ることが重要。	す。
6	地球温暖化防止の為の施策はどんどん進めてほしい。	条例改正に続けて新計画を策定し、一層の地球温暖化対策を推進していきます。
7	節電・節ガス・ごみ減量・マイバッグ等が家庭内でも少しずつ普及してきたが、まだ不十分。 持続するような取組を考えるべき。省エネの取組促進のために人材養成が必要。	これまでくらしの匠と進めるエコライフコミュニティづくりやこどもエコライフチャレンジを進める中で、省エネの取組促進のための人材養成を進めており、今後とも、こうした事業を充実させ実施していきます。
8	マイカーを自粛し、公共交通機関を利用する。	マイカー利用の自粛と公共交通機関利用の促進について、市民、事業者の努力規定を改正条例案に盛り込んでいます。今後とも公共交通優先の歩いて楽しいまちの実現に向け、「歩くまち・京都総合交通戦略」を推進していきます。
9	電気、ガス、水道、資源の無駄使いをなくす、冷暖房は控えめに温度設定をする、ご飯など保温せずこまめに炊く、台所の水の無駄使いを点検、家族が同じ部屋で過ごす、衣類などは計画的に購入するなど。	冷暖房や照明設備の適切な使用などは、改正条例案において、市民、事業者の努力規定として明確に位置付けています。環境に配慮した生活様式への転換についても、「DO YOU KYOTO?」の合言葉のもと、市民、事業者の皆様とともに進めていきます。
10	家庭部門の排出量が上昇している。個別家庭に対して適切な環境負荷低減の提案・誘導を行う仕組みが不十分。省エネ相談などもっと前向きに取り組んでほしい。環境家計簿を家庭での最も大切な取組にしてほしい。家庭についても義務を記載すべき。	環境にやさしいライフスタイルへの転換は、増加傾向にある家庭部門の排出削減を推進する上で不可欠です。改正条例案においても、多くの努力規定を設けていますが、一人一人が地球温暖化の問題を向き合い、主体的に行動することを改正条例案の理念として明記しており、更なる施策の充実を図っていきます。
11	地元で採れた野菜等を購入したいが、意外と高価なので、もっと低価で購入できるようにしてほしい。小売店などで「地野菜コーナー」があればいいと思う。	「地産地消」の取組は、改正条例案においても位置付けているところです。また、地元の野菜等が購入できる場として「京のこだわり旬野菜直売所（ゼスト御池）」や「京の旬野菜時待ち食直売所（太秦天神川駅ほか）」を設けています。
12	対策をより促進するという姿勢には賛同。ただ改正によって新たな義務が市民に発生することから、慎重な議論が必要。市民負担は、年金生活者の手の届く金額を希望。	改正条例案において、事業者等に対する新たな義務も盛り込まれたところです。今後の制度設計に当たり、市民、事業者の皆様の過度な負担とならないよう留意して参ります。
13	「環境にやさしいライフスタイル」の内容がよくわからない。「不便そう」「面倒くさい」といった消極的なイメージがつきまとうので、「分かりやすく」「取組みやすく」「楽しい」内容を期待する。	取組の拡大、継続には、「分かりやすさ」「取組やすさ」「楽しさ」といった観点は不可欠です。「DO YOU KYOTO?」を合言葉に、環境に配慮した生活等の実践を推進していますが、こうした観点も大切に、事業の充実を図っていきます。
14	個々人が自然環境に順応できるように心がけ、少々ことは忍耐する努力を惜しまない。むやみに冷暖房を使用せず、季節にあった自然利用を奨励する。旬の野菜は形が悪くても、新鮮で安全であれば、使用する。	省エネ生活や地産地消の実践は、環境にやさしいライフスタイルへの転換の重要な第一歩であり、市民、事業者の皆様が取り組んでいただけるよう、施策を推進していきます。
15	「木の文化を大切にするまち」や「歩いて楽しいまち」など生活するうえでの価値観や文化観にアプローチするのは良い。子どもたちに対する環境教育（森の幼稚園など）も大きく取り上げて、対策を進めていくべき。	改正条例案においても、現行条例と同様、環境教育を本市の重点施策として位置付け、こどもエコライフチャレンジなど具体的事業も進めているところです。引き続き、重点施策の一つとして、環境教育を推進していきます。
16	教育という面で 2030 年を担う今の子どもたちへの環境教育や、市民が伝え、全国から集まってこられるような環境アミューズメントパークの建設などを強く希望する。	

17	京都は学生のまちなので、学生に対する支援を考えてはどうか。学生用ルームシェアのエコ住宅、自転車通学の普及など。	環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進する施策は、学生を含むすべての市民を対象に推進しています。自転車利用環境などの環境にやさしいライフスタイルを実践するための環境整備については、引き続き、推進していきます。
18	夜中の特定の時間において、テレビを見れなくする。	市民一人一人が、地球温暖化の問題に向き合い、主体的に行動することが、取組の拡大、継続には不可欠であるとの認識を改正条例案の理念として規定しています。 具体的な行動の排出量削減への寄与については、毎年度発行する「京都市の地球温暖化対策」などの中で、より具体的に提示できるよう改善していきます。
19	事業所のみならず、家庭部門に対しても義務をかすべきではないか。少なくとも、市民・観光客の行動指針を計画に記載すべき。	
20	今後温暖化対策を行っていくに当たっては、市民一人ひとりが温暖化対策に関わっていくべきだと感じる事が大切。	
21	温暖化対策は、一人ひとりの意識が大事だと思う。一人ひとりがやらなければならないということをしてできるだけ決めていくべきだと思う。	
22	これからは、条例などによって規制を強化することでは成しえない。排出量の大幅削減には、環境に興味や理解のある人だけでなく、全市民が協力することで成しえることだと思う。そこで、全市民が協力できるためには、ペナルティよりも、環境に良いことへのメリットの方が環境政策は進むのではないかと思う。	環境により取組が評価される仕組みとして、エコポイント制度等が実施されています。また、省エネの努力が省コストにつながることを分かりやすく提示することも、環境により取組がメリットを得る仕組みの一つであると言えます。今後、国や京都府との連携を図りつつ、環境により取組が評価される仕組みの構築についても検討していきます。
23	目標を達成するために、市民、企業などに具体的な対策等をより挙げるとよいと思う。	
24	市民が気軽に実行できる取組の説明、紹介があればよいとおもう。	
25	観光客（旅行者）への義務や負担をもっと求めもよいのではないか？	観光客に対しては、本市等が実施する地球温暖化対策の取組に協力する責務を、現行条例においても規定しています。観光振興施策等とも融合を図り、環境にやさしい歩く観光などを推進していきます。
26	市民がどういう努力をすれば、条例に掲げる社会像に近づくのかをもっと具体化してほしい。たとえば DO YOU KYOTO?デーの中にもライトダウンやノーマイカーデーなどの様々な取組があるが、すべて行うことは難しいので、「どの取組が一番効果があるのか」「市として一番推し進めたい取組は何か」など具体的に示されると取り組みやすい。市民をまきこめるかどうかは「どこまで具体的に市の方針を示すことができるか」だと感じる。	改正条例案において、市民、事業者の取組を規定しています。地球温暖化対策の推進には、施策の効果把握や進捗の管理が、不可欠であると認識しており、新計画の中で、具体的に盛り込んでいきます。
27	特に環境に関心の無い一般の市民が環境にやさしいライフスタイルに転換していくためには、事業者の取組が重要だと思うので、規制的手法も含めて進めてほしい。	改正条例案において、現行条例同様、事業者がその従業者に対して環境教育を行うよう努めなければならないことを規定しています。また、新たに、特定事業者（温室効果ガスの排出量が多い事業者）に対しては、エコ通勤の取組状況の報告を求めることも規定しています。
28	市政に関する情報発信は量、質ともに大幅に向上しているが、それらの多くが知識の蓄積には役だっても、便利さやスピードを追求し続ける我われ市民のライフスタイルの変革にまでにはなかなか至らないのが現実。人びとの五感に直接働きかけるような情報の発信方法を検討してほしい。一例として、「いのちの食べかた」という映画がある。心底、「いただきます！」が理解できる。	市民、事業者の皆様への情報の発信については、冊子やインターネットのビジュアル化をはじめ、分かりやすいものとなるよう努めています。情報を一層有効に活用していただけるよう、発信方法について、引き続き改善努力を進めていきます。

29	商品の過剰包装をより少なくする。消費者がかしこい消費者になる啓発をもっと進めていくことが必要	環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた情報提供や啓発については、引き続き、推進し、その提供方法についても改善努力を進めていきます。
30	市民に見える施設に木質ペレットボイラーを置いて、実感できるようにして、普及・促進してほしい。	木質ペレットボイラーをはじめとする森林資源の活用は、改正条例案において、本市の重点施策として位置付けており、今後、活用事例の創出に努めていきます。
31	「環境にやさしいライフスタイル」の取組項目として、より二酸化炭素排出の少ないエネルギー源への転換を追加し、市民や事業者の理解促進に努めるべき。	再生可能エネルギーの利用促進は、改正条例案において、本市の重点施策として位置付けています。現在実施している太陽光発電の導入促進策をはじめ、具体的な事業を推進していきます。
32	事業者や市民には「義務化」が多い中で、行政が「優遇措置を検討する」ではあまりにも消極的すぎる。京都市には、他都市にはない振興策を示すだけの強いリーダーシップを期待したい。	環境産業の振興は、改正条例案において、本市の重点施策として位置付けています。地球温暖化対策のみならずより幅広い観点からも、環境と社会に貢献する産業の振興に努めていきます。
33	家庭における排出量削減のために、市民がエコ商品を買いやすくなるよう、エコポイントのような補助制度をさらに充実させるべき。	現在、家電だけでなく住宅版のエコポイントも実施されており、京都府においても、独自のポイント制度が実施されています。国、府との連携を図り、省エネ製品の選択を促進すること等による家庭の地球温暖化対策を推進していきます。
34	国のエコポイントは、ファースト・ステップの政策として、省エネ製品を広く国民に知らせる意義があった。最終目標は、省エネ製品を選択する消費者を増やすことであり、そのためには今回の政策を一過性のものに終わらせることなく、次のステップにつながる政策を継続して実施しなければ意味がない。京都市でも、省エネ製品を選択する消費者の育成につながる政策を段階的、継続的に実施する必要がある。	
35	京都市は、我が国でも温暖化対策に先進的かつ意欲的に取り組んでおり、敬意を表している。高い目標の実現に、市民生活レベルでいかに取り組めばよいのか、代表的なアクションを例示し、かつその効果を自ら計算・確認できるよう、ツール・手段・指針を示すことを期待する。生活者の意識変革とその持続を支援する仕組みについて、可能な限り具体的な提案を期待する。	日常生活における取組の例示やその効果については、「京都市の地球温暖化対策平成21年度版」において、関連施策と併せて示すよう努めています。今後、より分かりやすいものとなるよう、更なる充実を図っていきます。
36	家庭部門の二酸化炭素排出量増加が大きいため、市民の協力が必要不可欠だと思う。自家用車の利用抑制をはじめとして、リサイクル、節電などの行動を促せるような条例になれば望ましいと思う。	市民、事業者の行動を促進する条例を目指し、自動車利用の抑制、省エネ行動の実践、あるいはごみの減量などを位置付けています。改正条例案において努力規定として位置付けています。

6 事業者の地球温暖化対策

No.	意見内容	本市の考え方
1	計画書と報告書を総合評価することはとても良い。頑張っている事業者とそうでない者がよく分かるようにランク付けの評価を行い、それを公表してほしい。	総合評価は、計画書提出段階から行うとともに、低評価の事業者の排出削減が進むよう、本市の指導と助言を行っていきます。評価に当たっては、ランク付け等により判定し、その結果は公表していきます。
2	「市が排出量削減計画書及び報告書を総合評価し」とあるが、市のみの考えで客観的な評価が可能とは考えられない。低評価になれば事業者には過大な負担（費用及び公表に	評価指標を数値化することにより、客観的に評価結果が決まる仕組みを構築していきます。また、評価の対象を排出量に限らず、排出削減のための取組内容も含

	伴う説明責任)を強いるため、評価は慎重かつ偏った意見に左右されず、また事業者による要因説明も考慮される評価制度とすべきである。	めて総合的に評価できるものとしていきます。
3	総合評価の補完的手段の一つとして記載されている「自ら温室効果ガスの排出量を削減するほか」とは、CO2 削減取組そのものであり、補完的手段ではない。	御指摘のとおり、排出削減の基本は、自社の活動における対策となります。補完的手段とは、森林整備や中小企業等の対策支援により得られた削減効果を自社の削減量と見なすことを指すものです。
4	産業分野は条例の目標を大幅に上回る削減実績を挙げている中で、特定事業者に対する義務化事項が非常に多い。産業分野の特定事業者だけが「義務化」により締め付けられるのか理解できない。	特定事業者は、温室効果ガスの排出量が相当程度大きいことを踏まえ、積極的に排出削減を進めていただく必要があると考えています。
5	特定事業者への環境マネジメントシステム(EMS)導入義務付けは良い試みである。多数の事業所を持つ事業者やフランチャイズチェーン事業者におけるEMSの適用範囲は、実効性を損なわず、かつ、実現可能なものとする工夫が必要である。	御指摘のとおり、EMSは事業所単位で取得するものであり、EMSの適用範囲を検討するに当たっては、フランチャイズチェーン等多数の事業所を持つ事業者の実情を詳細に把握したうえで、実効性があり、実現可能な取扱いとなるようにしていきます。
6	特定事業者における対策は、その取組内容と成果が市民にとって分かりやすいようにしていただきたい。また、京都に多い中小事業者の取組についての支援を強めてもらいたい。	特定事業者による排出量削減計画書をホームページに掲載し、削減対策やその成果を公表しています。今後、導入する削減計画書への総合評価についても、分かりやすいものとなるよう取り組んでいきます。また、中小事業者に対する省エネ診断や改善指導等の支援制度の拡充に努めていきます。
7	環境産業の育成策に加えて、グリーン購入法に則ったグリーン調達推進企業、環境によい事をやっている企業から物を購入する施策を充実させてほしい。	これまでから事業者やNPO等とのネットワークを通じ、京都におけるグリーン購入の普及や、本市におけるグリーン調達を進めているところであり、これらの取組の更なる充実に努めていきます。
8	明るい昼間や地下鉄駅内では、自動販売機の電気を消すべきである。	照明設備の適切な使用をはじめとする省エネ行動の促進を改正条例案において、市民、事業者の努力義務として位置付けています。
9	法律があるということが「浸透」しているか。立派な条例であっても「計画書・削減・環境管理」が、法律、条例にあった処理がなされているのか。	改正条例案が、市民、事業者の取組を促進するものとなるよう、一層の周知徹底に努めていきます。
10	行政の勤めとして、啓蒙活動が主体になり、しかも効果の上るものから順次手掛けて行く姿勢は理解出来ませんが、全てを民間に要請されるという『トーン』は如何なものかと思います。官でも、実施している事をアピールすべきではないでしょうか？官庁の削減計画・報告をする事により、府民、市民との一体感を醸成出来るのではないかと考える。	一事業者として、京都市は地球温暖化対策に積極的に取り組むべきであり、改正条例案においても、率先実行を位置付けています。 市民の皆様との一丸となって地球温暖化対策に取り組むことができるよう、実施している事業の発信の仕方を工夫することなどにも努めていきます。
11	特定事業者の排出量削減計画書・報告書に対する総合評価制度は、誰がどう言う手法で評価しようとしているのか。評価についてのガイドライン提示等、評価が公正になされる仕組みを担保していただきたい。	総合評価制度の詳細に当たっては、京都府と統一の制度とします。また、府市で検討した案を提示して事業者の皆様意見を反映することなどにより、公正な評価が実施できるものとなるよう努めていきます。
12	市と事業者で十分協議し、低評価の定義を明確にすべきである。削減計画及び評価方法についても、排出量の増加要因として外的要因(経済活動、天候)が大きく影響する事も考えられるため、市と事業者での十分な議論、両者の合意が必要である。また、その際、国、京都府、京都市の各々の規制を考慮し、多重の規制とならないよう留意すべきである。	

13	総合評価について、鉄道事業はもともと環境にやさしい輸送モードであり、評価にあつては、その環境に対する優位性を配慮した評価基準を確立し評価してもらいたい。	
14	特定事業者計画書等の提出窓口一本化に関し、事業所が京都市以外にも点在している企業の窓口一本化についても努力を続けて欲しい。	排出量削減計画書の作成、提出に当たって、事業者の皆様の過度な負担とならないよう、努めていきます。
15	特定事業者に対しての改正点が5点あるが、この部門より民生2部門に対して特に中小規模事業者に対しての見直しをすべき。	民生・業務部門と民生・家庭部門は、排出量が増加傾向にあることから、更なる対策が不可欠です。一層の削減促進策に努めていきます。
16	スーパー等の食品売場では、消費者は自分で容器を持参してそこに入れてもらうようにするなど、売り方を改善して欲しい。容器代を値引きすれば、もっと早く容器持参が定着する。	量り売りなどは、廃棄物の削減等につながり、温室効果ガスの排出削減に効果があるものです。市民、事業者の自発的な行動を喚起する施策について検討していきます。
17	運輸業者としての意見ですが、特殊な重量車両を使っている民間企業は、エコカーを導入することが義務付けられた場合、100台以上所有している企業で大変困ることが起きます。現在重量車両のハイブリッド化はまだ不十分な開発です。一部パッカー車などがありますが、価格は2倍となります。そこで、供給体制が整備されるまでは義務化ではなく努力義務とし、その際に通常価格の負担程度となるように行政が補助を行ってはどうか。	改正条例案においては、特定事業者については、新車購入時の一定割合をエコカーとすることを義務付けていますが、制度設計に当たっては、ご指摘の点も踏まえて検討していきます。
18	ISO14001やKES、エコアクション21等を実行導入・維持するには、事業者にとって多大な労力・費用負担を要するので、事業者が環境マネジメントシステムの主旨を踏まえた活動を行っていれば、義務を満足していると認めるべき。“第三者の認証を受けること”に限定されないよう、導入の定義を規定してほしい。	環境マネジメントシステムの導入義務の詳細の検討に当たっては、ご指摘の趣旨を踏まえて検討していきます。
19	環境マネジメントシステムの導入を義務化しても、その内容を遂行しなければ環境負荷低減に結びつかない。市として、各事業者がシステムに沿った事業活動を行っていることをどの様に担保するのか。	改正条例案においては、環境マネジメントシステムを導入した特定事業者に、報告書の提出を求めることとしています。
20	排出量取引制度として運用するのであれば、国等の制度との整合性を考慮し制度設計していただきたい。レジ袋削減等の行為も削減として含まれるのか、定義していただきたい。	改正条例案における特定事業者の排出量削減計画書等に関する制度については、自主的な排出削減の取組を促進するものですが、国や京都府との整合性を考慮した制度設計を進めていきます。改正条例案に基づき実施する予定の同計画書制度における総合評価については、総排出量だけでなく、原単位の改善やその他の活動についても、評価の観点とすることを検討します。
21	総排出量のキャップ＆トレード方式の導入は国が早急に行うべきである。 地方自治体においては、総排出量だけでなく、原単位の改善やその他の削減に資する活動についても同等の評価を行う制度とするべきである。	
22	家庭部門・業務部門の削減が進んでいないことを考えると、自動車販売店のみに説明を義務付けるのでは不十分であり、家庭用・業務用のエネルギー消費機器の販売店にも同様の義務を課するべきです。例えば、現行の第24条第2項の特定排出機器販売者の説明義務について、「求めがあったときは」との文言を削除してはどうでしょうか。	特定排出機器については、コストなど省エネ性能が表示されていることから、詳細情報については、「求めがあったときに」説明しなければならないこととしています。
23	「森林整備、家庭又は中小規模事業者の地球温暖化対策の支援等を実施して」の記述に関連して、裏山や庭園も森林整備と同様と考えていただきたい。	自らの活動に伴う排出量の削減が基本であると認識しています。そのうえで、改正条例案においては、削減できない排出量について、「他の者」の地球温暖化対策を支援して削減に寄与した場合に、自らの排出量から
24	企業活動に対しては、カーボンオフセットを求めるべき。	

		差し引くことができることとしています。
25	当制度においては、家庭または中小規模事業者での対策による削減効果を認証する必要がありますが、この認証制度構築にあたって、CO2 削減効果の算定には、全電源平均係数ではなく、マージナル電源係数（限界電源係数、日本では火力電源係数と考えることが妥当）での評価を行うべきであると考えます。	異なる基準が多数生まれないよう、国の制度を基本として検討することが必要と考えています。
26	家庭又は中小規模事業者による削減効果の信憑性を市はどの様に担保するのか。また、仮に削減効果が無いものを自らの削減量とみなして算入してしまった場合の責任箇所を明確にしておくべき。	
27	『中小企業の取組を支援するための評価、助言、融資、助成等の支援策についても講じます』とあるが、条例の改正点に記載が無い。支援策に特定事業者が関係しないのか。中小規模事業者への支援策は、行政が講じるべきであり、特定事業者に負担を求めるべきではない。	中小企業の取組促進については、国、府、市が連携して、支援策を講じていきます。
28	中小事業者の排出量削減が進むよう、削減クレジットなどの経済的手法の活用や認証する仕組みを盛り込むべきである。	削減クレジットなどによる削減量の取引の促進について、改正条例案において、本市の重点施策に位置付けています。また、特定事業者の排出量削減計画書等において、排出量から削減クレジットの取引による量を差し引くことができるよう規定しています。 中小企業の取組促進については、省エネ診断などの削減量が見える化し、これを実現するための設備投資等を進め、結果としての削減量を取引すること全体で捉えた支援策を検討していきます。
29	中小企業の取組を進めるようなものが少ない。義務ではなく、中小企業を応援するような施策を考えて欲しい。中小企業は資金やノウハウがないので取組みたくてもできない。 設備面の診断からの提案だけでなく、クレジット化も含めた財務面のアドバイスまでをパッケージで行えるような地元のコーディネーターが京都にも必要。削減クレジットの取得を支援して、流通するような仕組みが必要。中小企業の排出削減が進むようなインセンティブを設けることが必要。中小企業の経営力強化と省エネ促進は一体的に進めるべき。地域経済にもメリットがある。	
30	国内排出量取引制度ができた場合、中小企業などからの削減クレジットは大きなビジネスチャンスになる。京都の地元の企業や NPO が活躍できるような場を作り、京都はこの分野でトップを走るべきだ。	
31	行政のサービスとして「省エネ診断」を開発し、定着させていくことが重要です。省エネルギーサービスの事業を、京都発の新たな事業として展開していくことも考えられる。	
32	パソコン・CAD等の普及により、設計事務所等からの排出量も家庭と同様に増加傾向なので自主的に排出量削減について対策をとる。	
33	京都は中小規模の事業者が多い。その事業者にとっても取り組みやすいようにすることが重要である。全ての企業がそれぞれ何らかの対策に取り組んでいけるようにすることが重要。	
34	特定事業者以外にもエネルギー合理化計画を立案する努力はすべきであり、第 12 条の 2 を次のように変更すべきである。「事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化計画を立案し、その合理化に努めなければならない。」	改正条例案においては、特定事業者（温室効果ガスの排出量が多い事業者）以外にも自主的な排出削減計画を作成し提出することができることとしており、企業規模に関わらず、事業者の自主的な排出削減の取組を促進する施策を実施していきます。

35	キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度が導入されたとしても、京都の企業が対象となるケースは少ないはずである。従って、総合評価制度のもとでの追加削減オフセットは、京都版排出量取引制度を視野に入れた制度設計にすべきである。	総合評価制度の詳細検討に当たっては、京都における排出削減による実現した削減量をオフセットの対象として取引する制度となるよう検討していきます。
36	特定事業者の対象を拡大すべき。	特定事業者の対象の拡大については、改正条例案においては想定していません。
37	特定事業者はもっと小さな事業者も対象にすべき。	
38	特定事業者は、国・府・市の三重行政になっているため、次のような制度となるよう求める。 ①規模の大きな特定事業者に対しては、国が CO2 削減指導を行う。 ②その他の特定事業者に対しては、府と市が役割分担して指導を行う。 ③中小企業に対しては、行政または特定事業者が削減の支援を行う。	温室効果ガス排出量の大幅な削減に向け、国、府、市が地球温暖化対策を推進しています。その結果として、事業者の皆様に過度な負担をかけることとしないよう、制度の詳細検討に当たっては、国、府、市が十分な連携を図ります。 改正条例案においては、特定事業者制度について、府、市が制度の共同化を図ることが府市で合意されており、総合的な地球温暖化対策を推進するとともに、事業者の皆様の負担軽減にも努めていきます。
39	企業の環境に対する意識改革にはある程度の義務化も必要であるが、あまりに厳しいと京都から企業が流出する恐れがある。計画書・報告書作成に対する負担を軽減し、省エネの具体案を市が示し、資金的援助をすることが必要。	
40	事業者の排出量規制の議論について、政府案の制度設計が完了する前にする意味は、現状で極めて小さい。政府の制度の上に、京都市の制度を付け加えて、あと数パーセントの削減量を確保するという考えに立てば、総量規制をことさらに推し進める理由はない。	
41	排出量取引についてはマネーゲームにならないようにする必要がある。キャップをかけない企業はどうするのか考える必要がある。	
42	追加削減対策は、いきなりオフセットを求めるのではなく、そうならないような指導・助言を徹底して実施すべきではないか。市も責任を持って企業の削減を後押しすべき。	改正条例案において、指導助言の実施を規定しており、市が排出削減を後押しする仕組みとなるように制度の詳細を検討していきます。
43	大企業に対する規制はやむを得ないと思う。	改正条例案において、特定事業者（温室効果ガスの排出量が多い事業者）に対しては、義務規定を設けています。
44	特定事業者に対し、一定割合を電気自動車などの次世代自動車とする義務付けについては、市が実施中のタクシーやレンタカー事業者等に対する次世代自動車購入補助、中小企業者に対する導入時の融資及び軽自動車税の免除等の支援を通じて普及促進を図り、その結果を評価したうえで検討することが重要。	現在実施中の施策の効果については、本市地球温暖化対策に関する年次報告において評価し、公表しています。改正条例案における新たな制度の詳細設計に当たっては、現行の関連施策の成果を踏まえ検討していきます。
45	行政側でコントロールしやすい公立学校等でのペレットボイラーやストーブ燃料として使用し、子供たちにバイオマス燃料の良さについて理解してもらい、大人になっても使ってみようという風に理解を深めていき、家庭等へ規模を拡大していくような中長期的な政策が必要。	木質ペレットなどの森林資源の活用については、改正条例案において、本市重点施策として位置付けています。森林資源の活用事例が見えることで理解を深め、導入の促進につながるような取組を検討していきます。
46	特定の対象の義務化だけでなく、一般事業者の努力義務ももうけ、グリーン調達(製品サービスの購入にあわせ環境改善を要求すること)を通じて、一般事業者にも施策を要求すべき。 例: エコ通勤、電気自動車への転換、木質ペレットボイラ	改正条例案においては、再生可能エネルギーの優先的な利用、徒歩、公共交通機関又は自転車利用、エコカーの使用、エコ通勤、地産地消、廃棄物の徹底した減量など、市民、事業者の努力規定を設けています。

	一、地域産木材、再生可能エネルギー導入、ごみの減量等	
47	温暖化と経済・雇用の両立は最大の課題である。したがって、京都市だけでなく、国を挙げてこの点を明確にしたい。温暖化対策の必要性は理解するが、数字の一人歩きや、ムードに流されることがないよう、行政が指揮権を発揮されることを期待している。	環境と経済の調和は、改正条例案の審議の観点として重視してきたところです。また、今後策定予定の新計画においても、重点戦略とすべきものです。引き続き、環境と経済の調和の視点を重視し、施策の検討を進めていきます。
48	低炭素型経済活動の一つとして環境ベンチャーに対する優遇措置の早期の具体化を期待している。ただし、入口をできるかぎり広く、簡便にし、具体的な成果が上がってきたテーマに対して集中的に支援するべき。	地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発の促進並びに環境産業の育成及び振興については、改正条例案において、本市の重点施策として位置付けています。 また、事業者は、環境保全活動団体及び大学、短期大学その他の教育研究機関と連携して、地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究開発並びに環境産業の振興に努めることを規定しています。 環境産業の振興に貢献する具体的施策については、既の実施している事業も含め、今後新たに策定する新計画の中で位置付けて推進していきます。
49	京都には部品メーカーが多い中でどのように低炭素社会に貢献する製品を評価するのか。	
50	中小企業が環境産業に新たにチャレンジできる支援施策や補助制度などを充実させ、環境分野に秀でた新たなベンチャー企業や第二創業企業を輩出することが、「京都らしさ」であり、京都市が目指すべき道ではないか。京都の産業が活性化し、雇用が生まれ、また京都で開発された製品が「世界の温室効果ガス削減に大きな貢献をする」、そのことが重要ではなか。	
51	金融機関と連携し、低炭素商品づくりや環境ナノ部材の開発に投資する市民ファンドをつくってはどうか。商品が売れば、市民にも利益が分配される。世論で必要性を説くだけでなく、経済的インセンティブによって市民が自主的に参加したいと思うような低炭素社会づくりの取組が必要だと思う。	
52	従来の流通品に比べ、輸送や生産時に発生する二酸化炭素の排出量を大幅に軽減できる市内産の商品やアイデアを「京エコ商品」として認証し、市民に広報するほか、市内の商業施設等での販売を行い、生活の一部として普及させる。	
53	CO2削減のためには、技術開発がもっと必要だと思う。行政はその支援に力を注いで、産業の発展と温暖化対策の両立が図れるようにしていけばよいと思う。	
54	ソーラーパネルの設置をずさんに行う業者も多いと聞く。太陽光発電システムの普及促進においては、優良業者の紹介も行うべきだと思う。	
55	削減は、本気で実行する姿勢と資金がないと何もできない。温暖化対策は省エネルギー、創エネルギーであり、お金を回収することができるものが多い。大いに市民も企業も投資すべきである。そういう製品がどんどん市場に増えるように産業振興を進めてほしい。	
56	家づくりや交通機関が安価でエコなものを作り出すサービスを提供する努力をしてもらう番ではないか。そういう動きを作り出す、または動きを邪魔する行為を止める条例であってほしいと思う。	
57	事業者の義務違反については、公表はもちろん具体策指導で実効的に。	改正条例案において、指導及び助言を規定しており、実効性を確保できるよう努めていきます。
58	特定事業者に対する電気自動車などへの転換の義務化は、今後の本格的な普及を考えるとまだ見極めるべきことが	改正条例案においては、新車購入時の一定割合をエコカーとすることを義務付けることとしています。制度

	多く、時期が早いのではないかと。電気自動車は市場投入から日が浅く、価格面、充電インフラ面などの課題を踏まえ、長い時間軸の中で普及を進めていくものと考えている。この点を考慮したうえで、事情が異なる市内各企業との十分な調整が不可欠であり、慎重な検討を要するものと考えている。	の詳細設計に当たっては、現状を考慮して検討していきます。
59	地域産木材の活用にあたり、事業者としては経済性や調達の安定性、燃料の性状など総合的観点から検討するものであり、企業の自主的な取組を前提とした取組となるよう配慮をお願いする。	改正条例案において、特定建築物について、地域産木材を一定量利用することを義務付けていますが、制度の詳細設計に当たり、事業者の自主性を発揮することを阻害しない制度となるよう検討していきます。
60	ボイラーや照明設備などの省エネ改修の実施による効果は大きいと認識されているが、従来型と比較すると初期導入時のコストが割高なのが実情だ。幅広く助成や低利融資などを実施してほしい	改正条例案及び今後策定予定の新計画に基づき、具体的な支援策についても検討していきます。
61	ガソリンスタンドに対してバイオガソリン、バイオディーゼル一定量の販売義務化。	改正条例案において、販売量の義務化については規定していません。
62	省エネ診断を義務化する。エネルギー供給業者への義務化は、エネルギーを売りたい業者が省エネ支援をするということになり、矛盾が生じるのでエネルギー供給業者が費用負担するのはよいが、省エネ活動や診断については第三者がやるべき。	省エネ診断は、温室効果ガスの排出削減の取組の出発点として重要であると認識しており、国、府、市において、無料の省エネ診断等を実施しています。
63	夜、長時間、強い光で室内外を照らすことは、さまざま点で京都にふさわしくない。歴史都市の景観という点でも、路面で歩くのに必要最低下限の光が似合うと思う。コンビニ以上に、パチンコ店の照明の明るさは異常で、京都の風情を台無しにしていると感じ、規制が必要と考える。ただし、規制的手法で行おうとすると、「営業の自由」を盾に強い反対にあうので、経済的手法で対策をうつことを考えた方がよいと思う。	照明の適切な使用など、事業者、市民の事業活動及び日常生活におけるエネルギー使用の合理化については、改正条例案においても、努力規定を設けています。
64	特定事業者におけるエコ通勤の義務化は、なぜ特定事業者のみが対象なのか。通勤に係る排出量まで報告するには、非常に手間がかかる。また、自動車通勤を公共交通機関の利用に変えていくことで、間違いなくランニングコストが増大する。	改正条例案においては、エコ通勤の「報告の義務化」を規定しています。通勤に係る排出量の計測を求めることの事業者の皆様の過重な負担を考慮して、報告内容及び方法の詳細を検討していきます。
65	調達先に働きかけてライフサイクルの環境負荷の低減を図ることは、企業としても必要な課題。「事業者は、私財・サービスを調達する他の事業者の環境マネジメントシステムの導入状況を把握し、その導入を働きかけるよう努めなければならない。」ことを規定すべき。	事業者間の自由な契約を規定するのではなく、環境マネジメントシステムの意義や効果等の情報提供に努めること等により、事業者間での環境に配慮した経営活動の促進につなげていきます。
66	理念として、温暖化対策について京都市が影響力（特に物品・役務の調達に伴うもの。また、支援も含む。）を持つ市内外全ての関係者に働きかけることを宣言すべき。宣言が有効であることを認識すれば、他の自治体もこの理念に追従すると確信する。各自自治体が他地域の関係者に相互に影響力を行使することによって、京都市の温室効果ガスを削減することもできる。	改正条例案においても、環境マネジメントシステムの推進や環境物品の調達を本市率先実行として位置付けています。また、本市の重点施策としても、環境マネジメントシステムの普及を位置付けており、率先行動、重点施策の両面から、環境に配慮した経営活動の促進に取り組んでいきます。
67	事業者の範囲を明確化し、全国に対しより大きな貢献ができるよう、第2条に次の項目を追加すべき。 「事業者 本市内に住所を持つ事業者及び、本紙が影響力を及ぼすことのできる事業者」	京都市地球温暖化対策条例においては、本誌の区域内に事業所を有する事業者を対象としています。市内事業者の取組が全国モデルとなるよう、先駆的な取組を進めることは重要であると認識しています。
68	電力自由化に伴い、排出係数の高い（悪い）事業者から電	改正条例案においても、事業者は、温室効果ガスの排

	力購入が可能となったため、その使用を抑制すべきである。このため、2項からなる現行条例第14条（温室効果ガスの排出量が比較的に少ない機械器具等の使用等）に「事業者は電力の購入に当たり、排出係数の低い電気事業者から購入するよう努めなければならない。」という項目を追加すべき。	出の量が少ない機械器具及び役務の提供に努めること及びその利用者に温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めることを規定しています。
69	現行条例第19条（事業者は、その従業員に対し環境教育を行うよう努めなければならない。）を次のように変更(追加)すべき。 「事業者は、その従業員に対し、その家庭が温暖化対策を促進するように働きかけを行うよう努めなければならない。また、本市が行う家庭の温暖化対策に協力するよう努めなければならない。」	改正条例案においても、事業者の従業員に対する環境教育を努力規定として位置付けています。併せて、市民、事業者には、他の者が実施する地球温暖化対策に協力することを責務として規定しています。
70	削減目標は立派であるが、達成には家庭・業務部門でのより具体的かつ半強制的な施策が必要であると思う。コンビニの24時間営業を見直しているように、例えばテレビ放送の深夜営業も考える時期に来ているのではないだろうか。	市民一人一人が、地球温暖化の問題に向き合い、主体的に行動することが、取組の拡大、継続には不可欠であるとの認識を改正条例案の理念として規定しています。市民、事業者の行動を促進するための施策を実施していきます。
71	新築のみならず、既存建物に対して、太陽光発電装置などの自然エネルギーの利用、エコオフィスの実施、ノー残業デー、省エネルギー化など低炭素社会実現に向けた目標を設定させ、それらを実現するための年次行動計画書及び結果報告の提出を義務付ける。	改正条例においても、現行条例同様、特定建築物（延べ床面積2000㎡以上）の新增築を行う建築主に対し、建築物に係る排出削減計画書の提出を義務付けています。既存建築物対策は、低炭素社会の実現にとって重要であることから、これらの排出削減の取組を促進するための施策について、引き続き検討していきます。
72	私は、市民の間ですでにエコ意識は広く浸透しているように感じている。私は、書店とCO、DVDショップでアルバイトをしているが、お客様のほとんどがカバーや手提げ袋は不要だとおっしゃられ、持参のエコバック等を積極的に活用されている。一方、コンビニエンスストアでは、毎日大量の弁当を処分していると聞き、今後は市民の方ではなく事業者に対する施策や措置を行っていくべきではないかと思う。	改正条例案においては、市民、事業者の努力規定に加え、特定事業者（温室効果ガスの排出量が多い事業者）に対する排出量削減計画の策定、提出、総合評価を受けること等を義務付けています。今後策定予定の新計画においても、市民、事業者の積極的な取組を促進する施策を検討していきます。
73	省エネには、家族や会社で取り組んでいるが、家庭や個人の努力では10%減らすのも大変である。温暖化を防止するのに、40%、60%の削減が必要であるなら、炭素税をかけることに賛成する。ただし、税金のムダ使いは困るので、何に使うかを明白にしなければならない。私の提案としては、中小企業が社会の底力なので、中小企業の省エネに予算を投入することである。省エネと活力が両立するはずである。	地球温暖化対策税の創設をはじめとする税制のグリーン化については、現在、国においても検討されているところです。 本市としては、地球温暖化対策の推進に関する法制度の整備等を国に提案するほか、市の施策としても、削減目標の実現に向けて検討し、新計画の中で明らかにしていく予定です。

7 自動車利用における地球温暖化対策

No.	意見内容	本市の考え方
1	家庭での自動車使用に対しての配慮を求めている点は評価できる。	自動車から徒歩、公共交通、自転車利用への転換は、相当程度の排出削減余地があると見込んでおり、必要な対策を行っていきます。
2	運輸部門では、燃費向上等、すでに相当の環境対策に取り	運輸部門においては、環境負荷の少ない車両への転換

	組んでいる。むしろ、家庭部門、業務部門が優先すべき課題である。	の取組にとどまらず、歩くまち・京都の実現に向け、公共交通の利用促進や自動車利用の適正化・効率化にも取り組んでいく必要があると考えております。
3	公共交通の利用促進はぜひ力を入れてほしい。公共交通機関網を充実するとともに、施設で駐車場利用者に与えているインセンティブを公共交通利用者に与えるような施策を展開すべきである。	マイカーから公共交通利用への転換は大きな排出削減が見込まれるため、「歩くまち・京都」総合交通戦略と連携しながら、公共交通の利便性向上や、自動車利用の抑制策を推進していきます。
4	公共交通機関の利用を促進して、自動車利用を減少できるように進めるべき。	
5	まずは交通機関の整備から。地下鉄を充実させることが重要	
6	CO2 が出るバスではなく、路面電車の復活を希望している。	
7	自転車の利用促進の対策がない。	現行条例において、事業者及び市民は、公共交通機関や自転車の利用に努めることを規定しています。環境にやさしい乗り物である自転車を有力な交通手段ととらえ、自転車の利用環境の充実を図っていきます。
8	自転車駐輪場をもっと増やす。	京都市自転車総合計画に基づき、自転車等駐車場や自転車走行空間の整備等の利用環境の改善、自転車の適正利用を進めていきます。
9	自転車専用レーンや、市役所前にあるような自転車の駐輪システムを設置してほしい。	
10	レンタサイクルの導入など車を使わない政策の強化をすればよい。	
11	自転車の不法走行の取締りや指導を行うべき。	広報物の配布や啓発指導員による声掛け等の活動を継続するとともに、効果的な自転車利用マナー・ルールの確立に向け、啓発活動を行っていきます。
12	共同住宅のカーシェアリングは、補助等、行政による何らかのメリットが必要ではないか。	改正条例案において、本市の重点施策として「自動車等の共同使用を促進するための施策」を規定しました。これを踏まえ、今後のカーシェアリングの普及促進策を、共同住宅での導入も含めて検討していきます。
13	カーシェアリングの導入について、市内中心部の駐車場に対して「逆インセンティブ」をかけられないか。	
14	カーシェアリングは、共同住宅での義務化にとどまらず促進策を講じるべき。	
15	共同住宅へのカーシェアリング導入は、ショッピングセンターや商店街での割引特典などの優遇措置を行ってはどうか。	
16	カーシェアリングは、小さな子どもがいる世帯は突発的にクルマが必要になることも多いため現実的でないのでは。	
17	パークアンドライド用の駐車場をたくさんつくって誘導してほしい。	「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、パークアンドライド駐車場の設置拡大や通年化、ロードプライシングの導入可能性の研究、通行交通の抑制などの自動車利用の抑制策を推進していきます。
18	駐車場を建設し、パークアンドライドを更に普及させるべき。	
19	ロードプライシングの導入について検討すべきではないか。	
20	自家用車の流入規制を行うべき。	
21	特定の日や時間帯において、マイカーやエコカー以外の通行を規制する。	

22	マイカー観光に対する乗入れ規制を検討してもよいのではないか。	
23	市内の車両通行を全面禁止にするノーカーデーを実施してはどうか。	
24	市内中心部では、多人数乗車に限って専用レーンを通行できるようにしてはどうか。	
25	エコ通勤の義務化とあるが、通勤者まで管理することに矛盾を感じる。特定事業者に対しては、義務化ではなく例示を与えて企業や組織独自で対応策を決めることで十分ではないのか。	
26	通勤方法は、諸事情を考慮して本人や企業が判断するもの。義務化はいかがなものか。	
27	エコ通勤は、通勤兼営業車も該当するのかなど基準やガイドラインを明示していただきたい。	
28	エコ通勤は、公共交通から離れた事業所だけでなく、居住地にも留意する必要がある。	
29	エコ通勤について、公共交通の利用者割合は特定事業者でより高いため、特定事業者を義務化検討の対象とする理由は納得を得にくい。	特定事業者の取組は、自主目標を設定し、計画的に排出削減を進めるという現行の枠組みが基本であると考えております。エコ通勤は、自動車から公共交通等による通勤への転換を促す取組を報告いただくものであり、転換そのものを義務付けるものではありません。
30	エコ通勤の報告は、定量的な計画や取組状況の把握は事業者にも多大な労力を課すことになるため、定性的な内容とすべき。	
31	エコ通勤の取組状況報告の義務化は、事業者の負担増につながるため避けるべき。	
32	エコ通勤の取組状況を市民に公表し、CO2削減への協力のPRや、入札や調達時の優遇をしてはどうか。	報告内容を検討するに当たっては、事業者の事務負担とならないよう配慮していきます。
33	電気自動車普及のため、充電施設の整備が必要である。	排出量削減計画書等に対する総合評価制度において、排出量削減を補完する取組として一定の評価を行うことを検討していきます。
34	電気自動車に対する助成金やPRを積極的に行う。	
35	タクシーや市内を観光するバスのエコカー転換を義務付ける。	
36	京都府と協調し、燃費基準により税額を変えることで、より低燃費の車へ誘導する。	
37	既に技術が構築されているハイブリッド車や海外での実績がある天然ガス自動車を増やすことを考えた方がよい。	これまでから、充電設備の設置や、電気自動車導入融資、軽自動車税の免除、タクシー・レンタカー事業者に対する導入補助等、次世代自動車の普及促進策を講じているところです。
38	事業者を導入させるエコカーについては、大型車のように電気自動車やハイブリッド自動車が適さない場合が想定されるので、天然ガス自動車のような従来型自動車より排出量が軽減される自動車を含めることが有効である。	国の「次世代自動車戦略2010」において、ハイブリッド車や天然ガス車を含む次世代自動車の導入目標を掲げられていることを踏まえ、これらも含めた導入策を検討していきます。
39	エコカー転換の範囲に、温室効果ガスの排出が少ない天然ガス自動車を含めてほしい。	
40	エコカー転換について、バスなどの大型車では、電気自動車は高価なうえ、十分な走行能力が確保されていない。	
41	電気自動車の導入は現実的ではなく、ハイブリッド車も価	

	格が割高。また、特殊車両の場合、エコカー転換は多大な負担となる。	
42	エコカーの普及については、小さな事業者にも展開すべきでは。	まずは特定事業者におけるエコカー転換を進め、転換状況を踏まえて、更なる促進策を検討していく必要があると考えています。

8 建築物における地球温暖化対策

No.	意見内容	本市の考え方
1	住居人数の多いマンション等の建物についても、積極的に施策を実施する必要があるのではないか。	2,000 ㎡以上の新築等の建築物を対象とする特定建築物削減計画書制度の適切な運用により、温室効果ガスの削減対策が図られるものと考えています。
2	特定建築物に義務付ける地域産木材は、市内に限らず広く定義し、とあるが、京都府内産、国内産、場合によっては国外産も可能なのか。	「地域産木材の利用」は、京都府との共同で実施する対策であり、市内産及び府内産を想定しています。
3	地域産木材の導入規制ではなく、利用促進のためのインセンティブを誘導する措置とすべき。	地域産木材の利用義務に加えて、木材使用に高い評価を与える建築環境総合性能評価システム（CASBEE 京都）による評価を実施し、市が評価結果を公表するとともに、評価結果の工事現場や広告物への表示を義務付けます。
4	公共工事や建築物への木材使用も義務化に近いものにしてほしい。	改正条例案において、市の率先実行施策として、「地域産木材その他の森林資源の利用」を規定しました。
5	木材マイレージの後押しをするために、地元産木材を使って家を建てた場合のインセンティブや税制の優遇策を実施できないか。	これまでから、市内産木材の住宅等リフォーム材利用に対する補助を実施しているところですが、今後、「平成の京町家」に対する建設費補助を実施するなど更なる普及促進に努めていきます。
6	再生可能エネルギーの導入に限らず、エネルギー負荷を低減するための設備も同等に取り扱う必要があるのではないか。費用対効果の面でも有利だと思われる。	再生可能エネルギーの普及促進を目的としていることから、周辺環境、法規制等の立地上の制約により導入が困難な場合を除き、再生可能エネルギーを利用した設備を導入の対象としていきます。
7	建築物への再生可能エネルギー導入事例を広報すべき。	CASBEE 京都の評価結果を公表することにより導入事例の広報に努めていきます。
8	ヒートポンプは省エネ、省 CO2 推進に効果的であることが認知されており、再生可能エネルギーとして位置付けるべき。	ヒートポンプ式の機器は、再生可能エネルギーには位置付けられないが、エネルギー効率の高い機器として、普及促進すべきと考えています。
9	再生可能エネルギー導入の義務化では、種別毎に、メリット・デメリット等を検証し、市民や事業者に示すべき。	再生可能エネルギーの導入義務について、事業者や市民への事前周知を行うことと併せて検討していきます。
10	太陽光発電の補助制度を拡充し、環境産業が更に活性化するといった好循環をもたらすような大胆な施策を導入すべき。	現行の補助制度の拡充も含め、太陽光発電の今後の普及策と併せて検討していきたいと考えております。
11	CASBEE 京都の基準を実際にクリアしているかどうか書類以外でもチェックすべき。	CASBEE 京都による運用状況を踏まえて、審査、認証の在り方を検討する必要があると考えています。
12	CASBEE の評価結果を、市による援助、特別融資の条件として考えられないか。	CASBEE 京都による運用状況を踏まえて、インセンティブの在り方を検討する必要があると考えています。

13	特定建築物以外の建築物についても、施主への省エネ基準レベルの報告を義務付けできないか。	改正条例案において、特定建築物以外の建築物についても環境配慮性能の表示に努めることを規定しました。
14	既存の建築物は義務化の対象外であり、CO2 削減効果が弱いのではないか。	既存建築物は義務化の対象とはしていませんが、大きな CO2 削減余地を有するものとして、省エネ対策を進める必要があると考えています。
15	既存住宅、特に共同住宅の省エネ改修を促進させる仕組みが必要	
16	新たな京都水族館に再生可能エネルギーを全面導入し、CO2 排出ゼロ水族館にできないか。	事業者から提出された特定建築物排出量削減計画書では、自然採光、地中熱利用、太陽光発電パネルの設置といった対策が掲げられており、これに基づき、事業者に対して適切な建設、運営を行うよう求めています。

9 市街地の緑化

No.	意見内容	本市の考え方
1	市街地緑化のために、建物や敷地の緑化を義務化したことは大変意義がある。それに加えて、マンションや既存の建物も含めて緑化を推進する必要があるのではないか。	これまでから、個人や事業者による建築物や敷地内の緑化費用の助成を行っており、この制度の周知活用により、市街地の緑化を進めています。
2	公共施設や民間施設の屋上を緑化し、開放してほしい。	
3	公共事業も一定の緑化の義務化やルール化ができないか。街路樹がもたらすヒートアイランドの効果は大きいので、都市熱を減らし、空調の効率を上げることになる。	公共施設や道路等における緑化については、京都市が率先して取り組んでいます。
4	屋上緑化はヒートアイランド対策の一環として取り上げるべき課題ではないか。	ヒートアイランド現象の緩和の観点等から、屋上緑化等に対する費用助成を行っているところです。
5	市街地の緑化はどのように義務化し、評価は何をもって行うのか。	一定規模以上の敷地面積を有する建築物の新築等において、敷地又は屋上面積の一定割合以上について緑化施設の設置を義務付けるものであり、提出された緑化計画書に基づき、設置状況を確認することとしています。
6	緑化計画では、必要緑化面積や方法をしっかりと規定することで、更なる削減を図っていただきたい。	

10 京都市の率先実行

No.	意見内容	本市の考え方
1	行政の内部は縦割りの部分が多い。いかに市役所全体で同じ方向を向いて取組を進められるかが重要。そのための体制づくりや内部の意識改革が必要ではないか。	全局区等を包括した横断的な組織を設置して、本市が全庁一丸となって地球温暖化対策に取り組んでいます。
2	京都市としての取組はどうなっているのか。また 2030 年までに 40%削減について、どのような計画で進めていく予定か。	本市の取組については、「京都市役所 CO2 アクションプラン」の後継計画として、新地球温暖化対策計画（仮称）の中で位置付ける予定です。
3	市役所が率先して建物の木材利用や再生可能エネルギー利用を進めるべき。	改正条例案において、本市が所管する建築物への木材利用及び再生可能エネルギー利用の促進に努めることとしています。

4	市職員（交通局を含む。）の自家用車通勤を禁止する。ただし、始発・最終便が間に合わない勤務地については自動車通勤を許可制とする。	関係部局と協力して、本市におけるエコ通勤に努めます。
5	事業者としての京都市や京都府、国の機関などがもっと率先して取り組むように義務規律を設けるべきではないのか？	改正条例案において、本市と京都府は特定事業者の一員として、他の事業者と同じく、様々な義務規定の対象となっています。
6	市役所職員が職場での CO2 削減（歩いて通勤、エコオフィスの話など）の様子を日々ブログで報告する。市民からのコメントも受け付ける。	ご指摘のとおり、市民の方がより身近に感じられるやり方で、インターネットを通じた情報発信に努めます。

1 1 その他

No.	意見内容	本市の考え方
1	二酸化炭素の排出量そのものを減らす対策に加えて、排出されてしまった二酸化炭素を分解あるいは閉じ込める対策も重要ではないか。	温室効果ガスを地中等に封じ込める CCS 技術については、国と連携をとりながら、実現可能性の把握に努めます。
2	施策の評価を行い、費用対効果及び絶対効果の高いものに重点を置いて取り組む。逆に、効果の低いものは「努力義務」にとどめる。簡単でも良いので、評価を実施すべき。	削減効果につながる進ちょく指標をできるだけ多く設定し、施策の事業費と併せて把握することで、費用対効果等の観点からの評価に努めます。
3	輸送マイレージの概念を広め「地産地消」を広めることに努めてほしい。もっと農地を増やすため耕作放棄地の削減やもっと効率的な農業の拡大を図るべきだと思います。6つの軸にとりまとめようとしているために、関係ないものが無視されがちです。緑として広くとらえるのであれば、地産地消と関連して、街中の空き地での市民農園の推奨なども重要な対策だと考えます。	改正条例案において、市民及び事業者は、フードマイレージ等の輸送マイレージの削減につながる「地産地消」に努めることを規定しています。
4	地球温暖化対策の視点から、市民が選び消費する「商品」は、原材料が極力、地域生産であることが求められる。このことが本条例に反映されるよう検討されたい。ただし、地域生産・流通・消費は、京都市内に限定せず、京都市が属する淀川流域を一つのエリアとして検討することが、市民にとってその効果や恩恵が分かりやすい。	
5	食糧自給率を上げ、フードマイレージを下げるべきである。現在、日本の食糧自給率は、先進国の中で最低水準にあり、フードマイレージの値はとても高くなっている。地産地消の社会の推進が京都としてできる温暖化対策への重要なポイントの一つだと思う。温暖化が原因で、干ばつや洪水などが世界各地で増えれば、輸入している食糧が高騰し、私たちの生活もおびやかされるのではと心配している。京野菜など農業の振興が成功すれば、日本国内の様々な場所に広まっていくことだろう。	
6	バイオ燃料（エタノール）の利用拡大には反対。ブラジルからの購入を想定しているのならもってのほか。持続可能性基準を十分考慮して検討すれば、大幅拡大シナリオは考えられない。地産地消なら賛成。	ご指摘のとおり、輸送マイレージの観点を踏まえながら、バイオ燃料の普及に努めます。
7	炭素循環の観点から市内農地を適正に管理・保全することは、温暖化防止につながると思うので、条例にも「農地の	改正条例案において、農地の保全に努めることとしています。

	保全」を明記すべき。生産緑地の買い取り手法の検討をしていただきたい。	
8	事業系における食品ロスや家庭における生ごみは、堆肥化すれば、農作物の肥料として、また優良な土壌改良剤となる。そこで、ごみの減量だけでなく、再利用の観点から生ごみ等を有効利用する体制を構築するために、事業系及び家庭用生ごみを堆肥化し、市内農地で利用する制度を創設してはどうか。	ご指摘のとおり、事業所及び家庭から排出される廃棄物の有効利用に努めてます。
9	企業に温暖化対策に関する規則や義務をかける場合や、森林整備だけでなく都市農地や公園緑地などを守る活動をした場合は、二酸化炭素排出ノルマを軽減するようなシステムで都市の農地を守るべき。	新たに創設する総合評価制度の制度設計に当たっては、事業者の努力ができるだけ反映されるよう検討していきます。
10	ヒートアイランド現象の軽減のため、街中の民間コインパーキングを農地、特に水田とし、市民が活用するようなスペースを歩道から一段下げて道路の雨水を吸い込ませる構造にして、これを市民水田として市民が管理するようにする。	改正条例案において、市街地の緑化及び農地の保全に努めることとしています。
11	地産地消を心がけているが、近くの野菜のほうが高価なときが多く購入しにくい。傷や形などが悪くても、品質が同じなら、B級品としてもっと売り出して欲しい。積極的に流通業者の協力を求めるため、市内スーパー等に「市内農産物販売コーナー」の設置を義務付けることとしてはどうか。	改正条例案において、市民及び事業者は、フードマイレージ等の輸送マイレージの削減につながる「地産地消」に努めることとしています。
12	有機農業はたい肥として二酸化炭素を畑に蓄えるので、温暖化防止にも有効だと考える。有機農業推進の旨、条例に入れていただきますようご一考願う。	改正条例案において、農地の適正な保全に努めることとしています。
13	石炭火力発電を天然ガス発電に変更するほうが電力産業として得だという国や自治体の施策が欲しい。たとえば京都府と協同して、舞鶴石炭火力発電所の廃炉又は天然ガス利用に変更させる。	改正条例案において、事業者の責務として、地球温暖化対策を講じることを規定しています。
14	サマータイムを導入して欲しい。1時間早く電気を切るようになれば、相当の二酸化炭素削減につながる。外国ではほとんど採用している。	改正条例案において、市民や事業者は、照明等の適切な利用に努めることとしています。
15	25%削減の目標は良いと思うが、それでも二酸化炭素濃度は上昇し、温暖化が進むと、京都もその影響を受けることとなります。京都市として25%を達成できたとしても、京都というまちが温暖化の影響でぼろぼろになっているのは、このような目標は何の意味もないと思われます。そのため、緩和策と併せて、適応策を行って欲しい。	改正条例案において、本市の重点的に進める施策として、市民や事業者等に対して、地球温暖化防止活動を促進する情報を提供することとしています。
16	市民共同発電は、市民が自然エネルギーの必要性を実感しやすい取組だと思う。発電設備の設置場所や管理など問題はあと思うが、町内会単位などみんなが参加できるようにして欲しい。	新たな地球温暖化対策計画において、太陽光発電の普及拡大に向けた新たな取組を位置付ける予定です。
17	国レベルの排出量取引制度は絶対に必要だと思う。また自治体レベルでは、広域の取引制度を検討してみてもどうか。	改正条例案における特定事業者の排出量削減計画書等に関する制度については、自主的な排出削減の取組を促進するものですが、国や京都府との整合性を考慮し

18	滋賀・兵庫・大阪と連携してキャップ&トレードを行うべき。	た制度設計を進めていきます。
19	京都でグリーン電力証書をもっと普及させるべき。再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度が実施された場合でも、太陽光発電による環境価値は引き続きグリーン電力証書として、オーナー側が利用できるようにするべきだと思う。	ご指摘のとおり、グリーン電力証書は環境価値の「見える化」の1つですので、今後も普及に努めてまいります。
20	行政が作る条例は難しくてわかりにくい。市民が読んでわかるものでなければ行動の輪が広がらない。今回の条例改正では、市民の誰が呼んでも理解でき、行動していけるものにぜひともしてもらいたい。	条例の改正点等を分かりやすくまとめたパンフレットを、今年度中に作成する予定です。
21	条例や計画と聞くとどうしても堅く、分かりづらいイメージがあり、思わず身構えてしまうので、新条例及び計画は、分かりやすく、市民や事業者が「何をすべきか」を理解しやすいものにして欲しい。	
22	条例についての周知を徹底することが必要	
23	子どもや大人が身近なことから取り組めるような事柄の案内等があればよいと思う。	
24	京エコロジーセンターには約200名のボランティア・サポーターが様々な環境保全活動を頑張っている。大いに期待している。	行政、市民、事業者など、あらゆる主体が丸となって、地球温暖化対策に取り組んでまいります。
25	観光客に具体的に何かしてもらうことが大切。旅館やホテルと一緒に考えたらどうか。	改正条例案において、観光客の責務として、本市等が行う地球温暖化対策に協力することとしています。
26	自動販売機の夜間運転停止・禁止(午後10時～午前6時)。コンビニが24時間開いているので不要。自動販売機に環境税を課す。環境都市京都は「自動販売機ゼロ都市」を目指す。	改正条例案において、事業者はエネルギーの合理化に努めることとしています。
27	京都府と京都市の取組み方に温度差があったことがしばしば指摘されているように思うので、「削減目標の設定」を含めて「府市協調の推進」ということについては特に重視してほしい。	改正条例案において、削減目標や特定事業者への義務規定など、多くの項目で府市協調を実現しています。
28	「具体的な対策案」のそれぞれの内容としては「2020年目標」との関係で決まる「すぐ実行すべき対策」と、「2030年目標」「2050年目標」との関係で決まる「長期的な対策」とを区分して考え整理することがあってもよいのではないか。	実施する事業の優先順位については、新たな地球温暖化対策計画の中で、ロードマップとして描くことを予定しています。
29	「大気熱」の利用システムとしてヒートポンプが想定されるが、ヒートポンプは自然界の絶えることがないエネルギーのみで駆動できないため、本来の再生可能エネルギーシステムとは言えない。仮に「大気熱」を活用するシステムとしてヒートポンプが挙げられる場合は、すくなくとも空調機は排除されるべき。なぜならば、現在日本で普及している中小型の空調機(エアコン)はほぼ全てがヒートポンプ式であり、ヒートポンプ式空調機を入れるだけでも再生可能エネルギーを導入したことになってしまい、本来の再生可能エネルギーの促進がおろそかになるからだ。ヒートポンプ給湯器のように熱需要を賄うシステムとしては、天	ヒートポンプの扱いについては、今後の制度設計において、ご指摘の趣旨を踏まえて検討していきます。

	然ガスコージェネレーション、燃料電池、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器等があり、さらに CO2 削減対策に有効なシステムとなると考えられる。再生可能エネルギーに限らず、このようなシステムも導入促進を求める対象としてはどうか。	
30	総合評価制度においては、全電源平均係数を用いて算定した排出量は、個社の省電力対策の効果を適切に表さないため、削減対策の効果は火力発電係数を用いて算定すべき。当制度における評価指標としては、単に排出量（全電源平均で計算）を算定するだけでなく、対策の効果（火力発電係数で計算）を適切に評価できる手法を取り入れられるべき。少なくとも、個々に行う対策の効果算定は火力発電係数を用いて算定し、適切な評価が得られる仕組みが必要です。また、需要家の努力がなされていないのにも関わらず、排出量が削減されたと算定されるような計算がされるような方法はさけるべき。またこの電気の係数の問題は当制度に限らず、すべての省電力対策の評価において配慮が必要。	電気の排出係数の扱いについては、今後の制度設計において、ご指摘の趣旨を踏まえて検討していきます。
31	ライフスタイルを変革していくための具体策が乏しい。市民が何をすればよいのか分かりやすい条例、計画としていただきたい。	新地球温暖化対策計画（仮称）において、市民の取組がわかりやすくなるよう検討していきます。
32	今後すべての事業で、予算と CO2 排出量について定量的に判断できる試算内容とその効果を示してもらいたい。	いわゆる費用対効果については、新たな地球温暖化対策計画の中で評価できるよう検討していきます。
33	どういう行動で何%削減されるのか見当がつかない。	今後、新たな地球温暖化対策計画の審議において、削減量の推計につながる進ちょく指標を提示していく予定です。
34	削減目標に達しなかった場合もあると思う。市民や職員のより具体的な取組の指標が欲しい。	
35	削減の目標値を設定するのは大事だが、実際に何をすればどれだけ削減できるのか具体例なども盛り込んでみればよいと思う。	
36	個人の環境意識の高さを任せるだけでなく、努力をした個人事業者とそうでない者との差や損得が出るようなシステムの構築に努めてほしい。	制度設計に当たっては、ご指摘の趣旨を踏まえて検討していきます。
37	日本が排出量を削減しても、中国等の他国が削減しなければ意味がないのではないかと。	確かに全世界の排出量のうち、日本や京都市が占める割合はわずかですが、低炭素社会へのパイオニアとして斬新かつ意欲的な取組を進めることで、世界に対して良い波及効果を与えることは可能だと考えています。
38	国、府、市など、様々な機関に環境関係の報告をしなければならない。	府の改正条例案において、市内の事業者については除外規定をおくなどして、負担が過度とならないよう努めていきます。
39	省エネだけでは大幅削減の達成は不可能であり、削減のためだけの投資が必要となる。削減量 1 トンあたりのコストをどのように考えているのか。	省エネ設備を導入することで、省コストにもつながります。また、資金の調達が難しい中小企業に対しては、支援制度を検討していきます。
40	他の施策（京都高速や観光客 8000 万人計画など）は温暖化防止と相反するものもあり、整合性をどうとるのだろうか。	他計画の数値目標については、他局と密に連携しながら、整合を図っていきます。

41	京都の誇りは口だけではないと思う（誇りは立派なキーワード）。パリ会議に参加した女子高生は、環境ブランド京都を体験したはずである。「世界に京都があつてよかった」と言われる、先進的な環境モデル都市をつくりたいものである。コンセプトとしては、観光と環境を整合させることである。具体的には、①海外観光客、修学旅行生が足を運ぶ観・環施設をつくる。②歩くまち（大変結構である）プラス自転車都市としての整備（観光バス駐車場の整備も必要）、③LEDの活用（ゴミ有料化財源を使って市の施設、学校全てをLED化して世界のニュースになるように）。④京都府とタイアップして、風俗営業対策（市街の照明対策。コンビニはゆっくりとやる。）など。	観光と環境の整合については、関係局と密に連携しながら、ご指摘の趣旨を踏まえて検討していきます。
42	京都市は外部から訪れる方も多いので、観光と一体となった取組ができればよいのではないかと思います。	
43	あまり本意ではないが、「CO2 減らさないとなつちやいますよ」とややおどし気味のやり方もたまには効果的な気がする。	ご指摘のとおり、地球温暖化対策を進める意義を丁寧に伝えていきます。
44	もう少し市民に身近なことについて、詳しく広報して欲しいと思う。たとえば、プラスチックフィルム等を分別しているが、それを洗うために水を使ったりすると、効果が相殺されてしまうのではないかという声も聞きます。そのあたりを詳しく市民に伝えてほしい。	ご指摘のとおり、より市民の方が身近に感じられるやり方で、インターネット等を通じた情報発信に努めてまいります。
45	ホームページへのまめなアップロードをお願いする。	
46	京都市は、たくさん面白い政策をおこなっているのでも興味深い。ただ、京都市民としては、市がやっていることや、市民ができることが分かりにくかったりすることがあるので、より広報していただけるとうれしい。	
47	太陽光発電設置に補助金が出されていることを知らない市民の方が多いと思うので、広報に力をいれていくべきではないかと考える。	
48	実際に行っている事業などを地域に広められるよう、テレビ、ラジオ、新聞等を活用して欲しいと思う。	
49	結局は一人ひとりの行動が大切だと思うが、その啓蒙活動は、パンフレットを作るだけではだめだと思う。	
50	環境問題対策なら京都にならえというような目玉企画が欲しい。トランジットモール化は徹底的にして欲しい。	交通政策を担当している関係課と密に連携して、効果的な施策を検討していきます。
51	京都ならではの「始末の精神」で、もっと物を最後まで使い切るように。たとえば、お年寄りに知恵を学んでみてはどうか。	様々な場で展開している環境教育を、ご指摘の趣旨を踏まえて、さらに推進していきます。
52	温暖化対策としてCO2を削減すると同時に、「自然とともに生きる」という生活感を醸成していくことが大事だと思う。	今年度から開始している「朝スタイル」などの自然の流れに合わせた取組を通して、ご指摘の趣旨を浸透させていきます。
53	私たちがクーラーの温度設定をあげたり、電気をまめに消したりしても25%削減など無理なのではないか。かといって、どんどん原子力発電所が増えるのもこわい。電力会社	改正条例案において、事業者は再生可能エネルギーの優先的な利用に努めることとしています。

	の人に、太陽光発電とか自然エネルギーを使って発電してもらえるようにすればいいと思う。今から石油がなくなったときに備えて、自然エネルギーの活用技術の研究を進めていくべき。	
54	条例、計画では、パンフレットの審議のポイント（案）を見ると、自然共生の視点を強化する必要があると思う。	新たな地球温暖化対策計画の策定において、ご指摘の点を検討していきます。